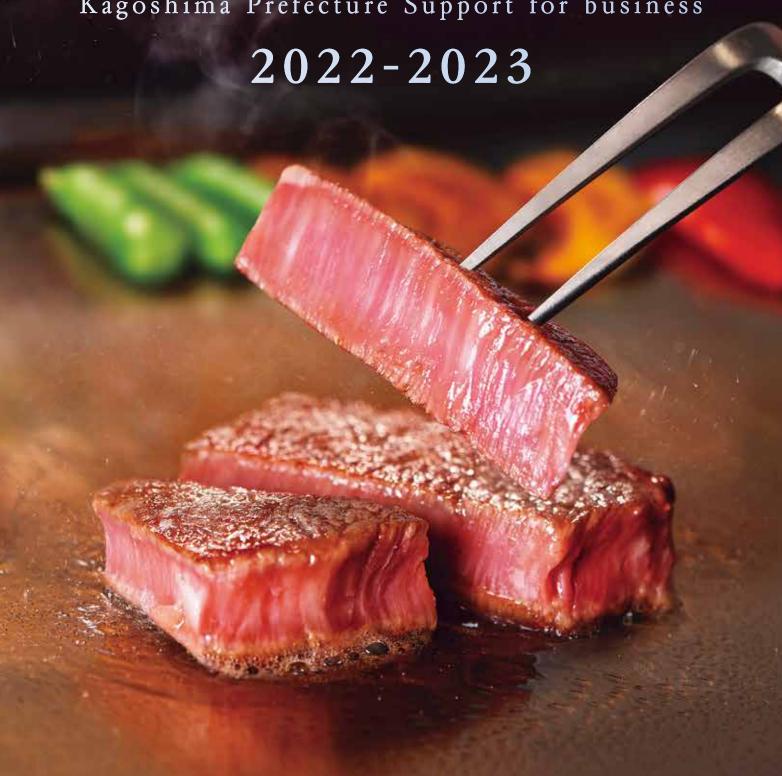
鹿児島県の 企業立地優遇制度

Kagoshima Prefecture Support for business



Contents

| 県の | 制度 | 姶良市22 |
|----|-------------------|-------------------|
| 1 | 補助金 | 三島村 22 |
| 2 | 融資 | 十島村 22 |
| 3 | 土地利用の支援措置 4 | さつま町 22・23 |
| 4 | 税の減免等の措置 4 | 長島町 |
| 国等 | の制度 | 湧水町 |
| 1 | 助成金 | 大崎町 ····· 23 · 24 |
| 2 | 税の減免等の措置 | 東串良町 |
| 3 | 融資 6 | 錦江町 24・2 5 |
| 市町 | 「村毎の制度 | 南大隅町 25 |
| 1 | 補助金・奨励金・税の減免等の措置 | 肝付町 25 |
| | 鹿児島市 8 • 9 | 中種子町 26 |
| | 鹿屋市 ······ 9 · 10 | 南種子町 26 |
| | 枕崎市 | 屋久島町 26 |
| | 阿久根市 | 大和村 26 |
| | 出水市 ····· 11 · 12 | 宇検村 27 |
| | 指宿市 12 | 瀬戸内町27 |
| | 西之表市 12・13 | 龍郷町 ····· 27 • 28 |
| | 垂水市 | 喜界町 28 |
| | 薩摩川内市 13・14・15 | 徳之島町 |
| | 日置市 15 | 天城町 28 |
| | 曽於市 | 伊仙町 |
| | 霧島市 ······ 16·17 | 和泊町 |
| | いちき串木野市17・18 | 知名町 |
| | 南さつま市 | 与論町 29 |
| | 志布志市 | 2 税の減免等の措置 30 |
| | 奄美市 ····· 19 · 20 | 3 緑地面積率等の緩和 31 |
| | 南九州市 20 • 21 | ■ 各種法令の地域指定の状況 32 |
| | 伊佐市 | ■ 県内市町村位置図 33 |

県の制度

補助金

■ 工場を新設・増設したい (鹿児島県企業立地促進補助金)

事業所の設置に必要な費用の一部を補助します。

| 対象業種 | 対象施設 | 適用要 | 件 ^(注1) | 補助額の算定方法 | 限度額 (注4) | |
|---|---|------------|-----------------------------|---|---------------------------|--|
| 刈象未 佳 | 入了多个几些点文 | 設備投資額 (注3) | 新規雇用者数 | 開助設の昇足力ム | PACINE UNIX | |
| 製 造 業 流 通 業 ^(注2) | ・工場 ・倉庫 | | 11人以上6人以上(離島地域) | 設備投資額× 2/100 +30万円×新規雇用者数 | | |
| 研究 開発施設 | ・研究開発施設 | | 6人以上 3人以上(離島地域) | 設備投資額× 6/100 +30万円×新規雇用者数 | | |
| у л ト ウ т <i>т</i> 業 | | _ | <増設> 6人以上 3人以上(離島地域) | 設備投資額× 2/100 +30万円×新規雇用者数 | 6千万円 | |
| ソ フ ト ウ ェ ア 業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 | · 事業所 | | <新設> 5人以上 3人以上 (離島地域) | 設備投資額×10/100 +30万円×新規雇用者数 賃借料×50/100 (3年間) 通信回線使用料×50/100 (3年間) | | |
| 製 造 業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 研究開発施設 研究開発施設 設等 | ・工場 ・倉庫 ・事業所 | 10億円以上 | 30人以上 | 設備投資額× 6/100 | 製造業 10億円 その他 5億円 | |
| 研 究 開 発 施 設 | ·研究開発施設 | 記設 | | 設備投資額×10/100 | | |
| 製 造 業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 研究開発施設 研究開発施設 設 流 通業等 | ・特定業務施設 ^(注5) ※県外からの特定業 務施設の移転に限 る | _ | 1 人以上 ※大企業は 5人以上 | 設備投資額× 2/100 +30万円×新規雇用者数 +移転経費×50/100 +賃借料×50/100 | 6千万円 | |

- 注1) 用地等取得後3年以内の操業開始が要件となります。(ただし、製造業については、増設期間の制限はありません。) 県立会による市町村との立地

- 協定が必安 くり。 流通業:鹿児島臨空団地に立地する「貨物運送業」「倉庫業」「こん包業」「卸売業」を対象とします。適用期間については、お問い合わせください。 注3) 設備投資額は、用地取得費を除きます。 注4) 補助金の額が2億円を超える場合は、単年度2億円以内で分割して交付します。 注5) 特定業務所(複数の事業所に対する業務または地位な業務を行うもの)、研究所(事業者による研究開発において重要な役割を担うもの) または研修所(事業者による人材育成において重要な役割を担うもの)のいずれかに該当する施設

■ 生産設備を増設・更新したい (鹿児島県生産設備投資促進補助金)

施設・設備の増設及び設備の更新に必要な費用の一部を補助します。

| 対象業種 | 適 用 要 件 (注1) | 補助額の算定方法 | 限度額 (注4) |
|-------|---|---|----------|
| 製 造 業 | 設備投資額 ^(注2) :3億円以上 雇用維持 生産性向上 | 設備投資額 ^(注3) ×2/100 +移転経費×1/2 | 3億円 |

- 注1) 進出企業(県外に本社又は親会社がある企業)が対象です。
- は日に来、保が上や住民は概念性があるに来がある。 県立会による市町村との立地協定が必要です。 注2)要件に係る設備投資額には、県外からの移転設備に係る残存価格を含みます。 注3)設備投資額は用地取得費を除きます。 更新は設備投資額から既存設備の価格を差し引きます。

- 注4)補助金の額が2億円を超える場合は、単年度2億円以内で分割して交付します。

■ シリカ除去施設や特別高圧電力配電線施設を整備したい (鹿児島県特定工場施設等整備費補助金)

- ① 地下水に含まれているシリカの除去施設の設置費用を補助します。
- 特別高圧電力配電線施設を設置する際の電力会社への負担額の半額を補助します。

| 補助対象 | 対象区分 | 補助金額 | 限度額 | 適 用 要 件 | |
|--------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------|---------|----------------------------------|
| 冊切別象 | 刘家区刀 | 開助並領 | | 新規雇用者 | その他 |
| | シリカ除去施設(新設) | 設置経費相当額 | 5千万円 | 21人以上 | 田地取復然の左 |
| ①工業用水特別処理施設 | シリカ除去施設(増設) | 増設費用相当額に新規 雇用者増加割合を乗じ た額の1/2以内 | | 51人以上 | ・用地取得後3年 以内の操業開始 (増設工場除く。) |
| ②特別高圧電力配電線施設 (22kV以上) | 工 場 新 設 に 伴 う 特別高圧電力配電線施設 | 電力会社への負担額の 1/2以内 | 5千万円 | 21人以上 | ・工場適地,産業 導入地区,工業 団地等に立地 |

- 注1) 県立会による市町村との立地協定が必要です。
- 注2) 用地取得後3年以内の操業開始が要件です。

■ 電気料金を抑えたい (原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金)

原子力発電所のある薩摩川内市等に立地すると、支払った電気料金に対して給付金が受けられます。

対象 薩摩川内市, 阿久根市, いちき串木野市(旧串木野市のみ) 地域 企業立地(新・増設)に伴い電力契約の新規契約・増加契約をしていること。 雇用人数(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加すること。 交付 投資額(特例加算を受ける場合)が下記の額以上あること。 要件 薩摩川内市:新設500万円(増設250万円), 阿久根市, いちき串木野市:新設1,000万円(増設500万円) 製造業及び自治体で支援制度を整備している特定業種に限られる。 交付 初回申請より原則として8年を超えない期間 (募集は年2回) 期間 ・所 在 地:薩摩川内市 (旧川内市) · 算 定 単 価: 1,360円 ・業 種:製造業 ·交付金単価: 250円 ·契約電力:1,000kW · 雇用増加数: 50人 ·電力料金:20,000,000円/半年 ※ 算定交付額と交付限度額(支払電気料金,算定電気料金)との比較を行い,最も低い金額を交付 ○算定交付額 (1,000kW×(1,360円-250円)×6月)+(50人×300,000円)=21,660,000円 ○算定電気料金 1,000kW×(1,360円×2-250円)×6月=14,820,000円 20,000,000円×1-(1,000kW×250円×6月)=18,500,000円 ○支払電気料金 ◎補助金交付額(6か月分)14,820,000円

(1), (2), (3)のうち最も小さい額が交付額となります。

(1) 算定交付額=契約電力分(ア)+特例加算分(イ)

(ア) 契約電力分

契約電力× {算定単価-交付金単価} ×月数

(イ) 特例加算分(対象:製造業及び自治体で支援制度を整備している特定業種のみ)

増加した雇用人数×30万円(阿久根市, いちき串木野市は15万円)

(2) 算定電気料金

契約電力× {算定単価×係数 1 - 交付金単価} ×月数

(3) 支払電気料金

実支払電気料金×係数2-{実契約電力×交付金単価×月数}

○契約電力(表1)

交

付 限 度

額

ത

算

定

方

法

半年間の契約電力の月平均と表 1 の上限のうちいずれか低い数値

| 雇用増加者数 | 上限 |
|-----------|---------|
| 3人以上20人未満 | 1,500kW |
| 20人以上 | 2,500kW |
| | |

○算定単価(表2)

| 半年間の支払電気料金 1月当たりの平均契約電力×支払月数 | 算定単価 |
|---------------------------------|---------|
| 1,500円未満 | 600円 |
| 1,500円以上1,600円未満 | 640円 |
| 1,600円以上1,700円未満 | 680円 |
| 1,700円以上1,800円未満 | 720円 |
| 1,800円以上1,900円未満 | 760円 |
| 以降100円刻み | 40円ずつ加算 |

○交付金単価(表3)

| 対象地域 | 交付金単価 |
|--|-------|
| 薩摩川内市(旧川内市のみ) | 250円 |
| 薩摩川内市 (旧川内市, 旧入来町, 旧祁答院町を除く) | 187円 |
| 阿久根市, いちき串木野市, 薩摩川内市(旧入来町, 旧祁答院町のみ) | 125円 |

○係数(表4)

| 市町区分 | 係数1 | 係数2 |
|---------------|-----|------|
| 薩摩川内市 | 2.0 | 1.0 |
| 阿久根市, いちき串木野市 | 1.5 | 0.75 |

原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金の対象地域



■ 電気料金を抑えたい (電源立地地域対策交付金 (原子力立地給付金))

原子力発電施設のある薩摩川内市等に居住する住民や企業等に対して、電力(電灯)契約に応じて給付金が交付さ れます。

| 対 象 地 域 | 企業等:電力需要家契約kW数 1kW当たりの交付金額(年額) | 住民:電灯需要家契約口数 1 口当たりの交付金額(年額) |
|--|-----------------------------------|---------------------------------|
| 薩摩川内市(旧川内市) | 1,500円×契約kW | 6,000円×契約口数 |
| 薩摩川内市(旧樋脇町,旧東郷町,旧甑4村) | 1,116円×契約kW | 4,500円×契約口数 |
| 薩摩川内市(旧入来町,旧祁答院町) 阿久根市,いちき串木野市(旧串木野市) | 744円×契約kW | 3,000円×契約口数 |

■ 設備投資時の利子を圧縮したい (発電用施設周辺地域生産設備投資支援利子補給事業)

生産設備投資のための借入金について、支払利子のうち1%相当分を補助します。

| 対象業種 | 適用要件 | 補助額の算定方法 | 限度額 |
|------|---|---------------------------------------|--------|
| 製造業 | 設備投資額 ^(注1) :5百万円以上 借入額 ^(注2) :5百万円以上5千万円以下 生産性向上 | 支払利子のうち 利率 1 %相当額(上限) × 7年間(最長) | 50万円/年 |

対象地域:種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域

注1) 設備投資額は用地取得費を除きます。 注2) 対象となる借入は、設備投資のための金融機関からの借入に限ります。

■ 災害時でも事業継続したい (発電用施設周辺地域立地企業BCP対策事業)

BCP(事業継続計画)等に基づく防災対策(感染症対策を含む)関連事業に必要な経 費の一部を補助します。

| 対象業種 | 適用要件 (注1) | 補助額の算定方法 | 限度額 |
|------|--|------------|-------|
| 製造業 | 防災対策関連事業に要する測量設計費,工事費,備品購入 費及び附帯工事費 | 補助対象経費の1/2 | 1 千万円 |

※ 対象地域:種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域注1)BCP等(事業継続計画)を事前に策定する必要があります。 BCP等(事業継続計画)は別に定める要件を満たす必要があります。

■ 職場環境の整備をしたい(発電用施設周辺地域多様な人材確保環境整備事業)

女性や高齢者など多様な人材が働きやすい職場環境の整備費用を一部補助します。

| 対象業種 | 適用要件 | | | 補助額の算定方法 | 限度額 | | |
|------|---------|--------|--------|----------|------|------------|------|
| 製造業 | 建築工事費,費 | 設備工事費, | 設計監理料, | 委託料, | 備品購入 | 補助対象経費の1/2 | 5百万円 |

対象地域:種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域

■ 企業立地資金融資

事業所を設置する場合は、低利融資が受けられます。

| 計在 | 業種 | 適 用 | 要件 | 融資額 | 利率・償還期間 | 阳安菊 |
|--|--------------------|--------|--------|--------------|--|----------------|
| XYJAN | 未性 | 設備投資額 | 新規雇用者数 | 融資額 | 刊学・貝塚期间 | 限度額 |
| 製 造 業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット N 臓サービス業 研究開発施設 | | 特になし | 3人以上 | | ※いずれか選択できます。①1.6% (注3)3年超7年以内 | 2 億円 |
| 流通 | 業 ^(注 1) | | 11人以上 | 融資対象経費の90%以内 | (2年以内の据置 期間含む) | /知事特認 \ |
| 流通 | 業等 | 10億円以上 | 30人以上 | (一部地域は70%) | ②2.0% ^(注3) 7年超 10年以内 (2年以内の据置 期間含む) | 5億円 |

- -注1)流通業:鹿児島臨空団地に立地する「貨物運送業」「倉庫業」「こん包業」「卸売業」を対象とします。適用期間については,お問い合わせください。 注2)融資対象経費は用地取得費を含みます。
- 注3)利率は令和3年4月1日のものです。
- 県立会による市町村との立地協定が必要です。
- 注 5)取扱金融機関:鹿児島銀行,南日本銀行,鹿児島相互信用金庫,鹿児島信用金庫,農林中央金庫(本店及び大阪支店),商工組合中央金庫鹿児島 支店

(3) 土地利用の支援措置

■ 用地購入費への補助

鹿児島臨空団地に立地する企業の用地購入費に対して補助します。

| | X | 分 | | 内 容 |
|---|----|---|---|--|
| 対 | 象 | 団 | 地 | 鹿児島臨空団地 |
| 分 | 譲 | 面 | 積 | 製造業:6,000㎡以上,流通業:2,000㎡以上 |
| 補 | 助助 | | 額 | 用地購入代金の 1 ~3.5割相当額 製造業:3.5割 流通業:3.5割(分譲面積10,000㎡以上) 1割(分譲面積10,000㎡未満) |

- 流通業とは、「貨物運送業」「倉庫業」「こん包業」「卸売業」です。 補助率や補助要件等詳細な条件についてはお問い合わせください。

■ 工業用地のリース制度

土地リース制度が活用できます。

| 区分 | 内 容 | | | | |
|----------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 対 象 団 地 | 鹿児島臨空団地、国分上野原テクノパーク | | | | |
| リース料(年額) | 分譲代金× 2 %(企業立地資金融資の利率)+固定資産税等相当額 | | | | |
| リース期間 | 10年以上50年未満(借地借家法に基づく事業用定期借地権) | | | | |
| 保 証 金 | リース料の3年分 | | | | |

〈4〉 税の減免等の措置

■ 条例に基づく県税の課税免除・不均一課税等(法人用)

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設 ㈱ユエシ した場合は,県の条例等の規定に基づき,事業税,不動産取 得税等について課税免除又は不均一課税(税率軽減)の適用が受けられます。

| 17 WT | | 措置の | 遃 | 通用対象業 | 锺 | | 要件 | | |
|-----------------------|--|----------|---------|--------------|---------|---|------------------------|-----------------|--|
| 種類 ^(注1) | 地域指定 ^(注3) | 種 類 | 製造業 | 情報サー ビス業等 | その他 | | 設備等の取得価格 | | |
| | | | | | | 資 | 5千万円以下の法人 | 500万円以上 (注14) | |
| | 過疎地域 ^(注4) | | 0 | | | 資本金等 | 5千万円超1億円以下の法人 | 1,000万円以上 (注14) | |
| | 1.000000000000000000000000000000000000 | | | | | - | 1 億円超の法人 | 2,000万円以上 (注14) | |
| | | 課税 | | 〇 (注6) | ○ (注10) | 500 |)万円以上 ^(注14) | | |
| | | 免除 | | | | 資 | 5千万円以下の法人 | 500万円以上 (注14) | |
| | 奄美群島地域 (注5) | | 0 | | | 本金等 | 5千万円超1億円以下の法人 | 1,000万円以上 (注14) | |
| 事業税 | 離島振興対策実施地域 (注5) | | | | | | 1 億円超の法人 | 2,000万円以上 (注14) | |
| 不動産 | | | | 〇 (注7) | 〇 (注10) | 500 | D万円以上 ^(注14) | | |
| 取得税 | | | | | | 資 | 1 千万円以下の法人 | 500万円以上 (注14) | |
| | 半島振興対策実施地域 ^(注5) | 課税 | 0 | | | 本金等 | 1千万円超5千万円以下の法人 | 1,000万円以上 (注14) | |
| | 十島振興刈束美虺地塊 | 免除 | | | | 等 | 5千万円超の法人 | 2,000万円以上 (注14) | |
| | | 不均一 | | 〇 (注7) | ○ (注10) | 500 |)万円以上 ^(注14) | | |
| | 原子力発電施設等立地地域 | 課税 | 0 | | ○ (注8) | 2,70 | 00万円超 | | |
| | 地域再生法における地方活力 向上地域 ^(注11) | (注13) | 業種は問わない | | | 1,900万円以上 資本金 1 億円超の法人は3,800万円以上 | | | |
| 不動産 取得税 | 地域未来投資促進法における 促進区域 ^(注12) | 課税 免除 | 0 | 0 | 〇 (注9) | 土地、建物の取得価格の合計が 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | | | |

- 注1) 大規模償却資産に係る固定資産税(県税分) も対象となります。

- 注1) 大規模償却資産に係る固定資産税 (県税分) も対象となります。
 注2) 事業税の課税免除は3年間です。
 注3) 複数の地域指定がなされている市町村は、基本的に有利な措置が適用されます。
 注4) 地域内の市町村長が策定した過疎地域持続的発展市町村計画で指定した地区となっていることが要件です。
 注5) 地域内の市町村長が一定の基準を満たす産業の振興に関する計画を作成し、関係大臣が指定した地区となっていることが要件です。
 注6) 情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター
 注7) ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター
 注8) 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は雇用増が15人を超えることが要件です。
 注9) 観光関連産業など
 注10 農林水産物等販売業

- 注9) 観光関連産業など 注10) 農林水産物等販売業 注11) 地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の知事認定を受けることが要件です。また、適用対象は、事務所・研究所・研修 所の建物、建物附属施設、構築物、工場内の研究開発施設です。 注12) 県内全市町村が対象区域です。適用にあたっては「設備等の取得価格」以外の要件もありますので、鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注13) 移転型事業は課税免除、拡充型事業は不均一課税 注14) 補助金等を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象 注15) 過疎地域については、「取得等」とする。「取得等」とは、対象設備の取得又は製作若しくは建設(建物及びその附属設備にあっては改修(増築、 改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。)をいう。資本金の額等が5,000万円超である法人は新設、増設のみ。

国等の制度

■ 地域雇用開発助成金

事業所の設置・整備に伴う費用及び雇い入れた支給対象者の人数に応じて、一定額が助成されます。

| 助成金の種類 | 要件 | 支給対象 | 助成期間等 | 支給額 |
|----------------------------------|--|--|-----------|---|
| 地域雇用 開発助成金 (地域雇用 開発コース) | 雇用機会が特に不足している 地域で、事業所の設置・整備 を行い、ハローワークなどの 紹介により地域求職者を雇い 入れ、職場定着を図っている 等の事業主 | ハローワークなどの紹介により雇い入れた従業者が3人以上(創業の場合は2人以上)の場合にその人数と設置・整備に係る費用に応じて支給 | 最大3年間(3回) | 1回につき 48万円〜960万円 ◆1回目の支給時に限り、中小企業 事業主や創業と認められる場合 は、支給額の上乗せ等があります。 |

[※] 事業所の設置・設備を行う前に管轄の鹿児島労働局長に計画書を提出することなど細かい要件がございますので、くわしくは鹿児島労働局(電話 099-219-8713)にお問い合わせください。

各特定地域内で減価償却資産を新増設する場合には、次のとおり特別償却することができます。

| | | 対象業種 | | | | | 特別 | 別償却の割る | _ |
|--------------------------------|---------|---------------------------------|------------------------|----------|--------------------------|---|------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 地域指定 (注1) | 製造業 | 情報サー ビス業等 ^(注3) | その他 ^(注4) | | | 取得価額 件) | 機械・装置 | 建 生 附属 | 勿・ 設備 |
| | | | | | 5千万円以下の法人 | 500万円以上の取得等 | | | |
| 過疎地域 | \circ | | | 資本金等 | 5千万円超 1 億円以下の法人 | 1,000万円以上の新増設 による取得等 | 割増償却 (5年間) 普通償却 | 割増償却(5年間) 普通償却限度額の | |
| (注7) (注8) | | | | | 1億円超の法人 | 2,000万円以上の新増設 による取得等 | 限度額の 32/100 | 48/ | |
| | | 0 | 0 | | 500万円以 | 上の取得等 | | | |
| | | | | | 5,000万円以下の法人 | 500万円以上の取得等 | | | |
| 奄美群島地域 | 0 | | | 資本金等 | 5,000万円超 1 億円以下の法人 | 1,000万円以上の 新増設による取得等 | | | |
| 離島振興対策 | | | | 等 | 1 億円超の法人 | 2,000万円以上の 新増設による取得等 | | 割増償却(5年間) 普通償却限度額の 48/100 | |
| 実施地域 (注2) | | | | 資 | 5,000万円以下の法人 | 500万円以上の取得等 | | | |
| | | 0 | 0 | 資本金等 | 5,000万円超の法人 | 500万円以上の 新増設による取得等 | 割増償却 (5年間) 普通償却 | | |
| | 0 | | | | 1,000万円以下の法人 | 500万円以上の取得等 | 百囲順和 限度額の | ン.##.\$\$.hm + | 対色しか |
| | | | | 資本金等 | 1,000万円超 5,000万円以下の法人 | 1,000万円以上の 取得等 ^(注9) | 32/100 | ※構築物も対象となります。 | |
| 半島振興対策 実施地域 ^(注2) | | | | 等 | 5,000万円超の法人 | 2,000万円以上の新増設 による取得等 ^(注9) | | | |
| | | | | 資本 | 5,000万円以下の法人 | 500万円以上の取得等 ^(注9) | | | |
| | | 0 | 0 | 資本金等 | 5,000万円超の法人 | 500万円以上の新増設に よる取得等 ^(注9) | | | |
| | | | | 200 | 1 億円以下の法人 | 1,000万円以上 | | 移転型 | 拡充型 |
| 地域再生法に おける地方活力 向上地域 (注5) | 業 | :61 | 資本金等 | 1 億円超の法人 | 2,000万円以上 | | 特別償却 25%また は税額控 除7% | 特別償却 15%また は税額控 除4% | |
| 地域未来投資 促進法におけ る 促 進 区 域 | 0 | 0 | ○ (注6) | | 2,000万円以上 | | | 特別償却2 または税額 | |

- 注1) 複数の地域指定がなされている市町村は有利な措置が適用されます。 注2) 地域内の市町村長が一定の基準を満たす産業の振興に関する計画を作成し、関係大臣が指定した地区となっていることが要件です。 注3) ソフトウェア業,情報処理・提供サービス業,有線放送業,インターネット付随サービス業,コールセンター 注4) 農林水産物等販売業 注5) 適用対象は事務所・研究所・研修所の建物,建物附属設備,構築物,工場内の研究開発施設です。

- 注6) 観光関連産業など
- 注7) 適用期間の始期は過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日 注8) 令和3年4月1日から注7までの期間の「取得等」については、旧法に基づく税制措置を適用 注9) 補助金等を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象

■ ふるさと融資 (地域総合整備財団)

貸付対象費用から補助金を控除した額の45%以内を無利子で融資する制度です。

| | | | | | | | | 過疎地 | .域等 ^(注1) | ·定住自立権 | ・市町村が認定する「地域 | その他 | の地域 | | | | |
|-------|--------|-----|-------------|---------|-----|-----|--|---|---|-----------|--|------------|-----------------|--|--|--|--|
| | | [| X | 5 | 分 | | | 一般の 地 域 | 地域再生計画 認定地域等 | ・連携中枢都市圏 | 脱炭素化促進事業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 一般の 地 域 | 地域再生計画 認定地域等 | | | | |
| a | 貸付対象経動 | | | | | | | ・建物,建設機械設備の取得費等 ・研究開発に係る設備取得付随費用等 (人件費,賃借料,保険料,固定資産税,支払金利,リース料) | | | | | | | | | |
| | 貸 | 付対 | 寸 象 | 費 | 1 月 | 月総 | 額 | 1,000万円 | 000万円以上(用地取得費を除く。) | | | | | | | | |
| 資 要 件 | 新 | 規 | 雇 | F | Ŧ | 者 | ・県が融資する場合 5人以上 ・市町村が融資する場合 1人以上 ・再生可能エネルギー電気事業の場合 1人以上 ・市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」 1人以上 ・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間企業 1人以上 | | | | | | | | | | |
| | 操 | 業 | 開 | Ą | 冶 | 時 | 期 | 用地取得等 | の契約締結後5 | 年以内(用地取得 | 等を貸付対象事業とする場 | 計合) | | | | | |
| | 貸 | (概: | a 30 | 付 0万 | 円以 | (上) | 額 | | 貸付対象費用から補助金を 控除した額の45%以内 ^(注4) 控除した額の35%以内 | | | | | | | | |
| 融 | | 県が | | _ | | 常の施 | | 54億円 | 67.5億円 | 42億円 (注4) | 67.5億円 | 42億円 | 52.5億円 | | | | |
| 資 | 限度額 | する | 場 | 合 | 複合 | 施設 | (注2) | 81億円 | 101.2億円 | 63億円 (注4) | 101.2億円 | 63億円 | 78.7億円 | | | | |
| 4 | 額 | 市町村 | | 資 | 通常 | 常の施 | 设 | 13.5億円 | 16.8億円 | 16.8億円 | 16.8億円 | 10.5億円 | 13.1億円 | | | | |
| 内 | | する | 場 | 合 | 複合 | 施設 | (注2) | 20.2億円 | 25.3億円 | 25.3億円 | 25.3億円 | 15.7億円 | 19.6億円 | | | | |
| 容 | 貸 | | 付 | | 利 | | 率 | | | 無 | 利 子 | | | | | | |
| | 償 | 還 | 方 | 法 | • | 期 | 間 | | 元金均等半年賦償還 20年以内(5年以内の据置期間を含む。) | | | | | | | | |

- 注1) 過疎地域等:過疎地域、みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。), 離島地域 注2) 複合施設:貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって, 工場と研究施設, スポーツ施設と研修・宿泊施設のように複数の施設を一体的

- 在2)核日旭成・負行外家事業が平反を越えて美地される場合とあると、工場と明光地成、スポークル成と明ら、自己地成と明ら、自己地域と明ら、自己地域と明ら、自己地域と明ら、自己地域と明ら、自己地域と明ら、自己地域に関係して、一般では一般では一般では一般である。 注3)地方公共団体が地方振興への観点から特に支援が必要と認められる場合に限られます。 注4)定住自立圏及び提携中枢都市圏に係る融資比率・融資額の引き上げ措置について、本県は対象外。 注5)、株脱炭素化支援機構は、国会に提出中の地球温暖化対策法改正法案が成立した場合に設立されるもので、令和4年3月末日時点では設立は確定し

問い合わせ先

一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1麹町クリスタルシティ東館12階

TEL 03-3263-5737 FAX 03-3263-5732 URL https://www.furusato-zaidan.or.jp/

■ 低利融資制度 (日本政策金融公庫)

地域再生法に基づき「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し,県知事の認定を受ける,または地域 未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し,県知事の承認を受けると,日本政策金融公庫の低利融 資制度(「地域活性化・雇用促進資金」)をご利用できます。

| | X | | 分 | | 設備資金 | 長期運転資金 | | | | | |
|------|---------------------------------------|----|---------|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 融資要件 | 貸 | 付 | 対 | 象 | | 1. 地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方 2. 地域経済牽引事業の促進による地域の経済発展の基盤強化に関する法律に基づき県知事の承認を受けた承認 地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方 | | | | | |
| 件 | Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y | | | | | | | | | | |
| | 貸 | 付阝 | 艮度 | 額 | 7億2千万円(うち運 | 転資金2億5千万円) | | | | | |
| 融資内容 | 貸 | 付注 | 利 1) | 揪 | 2億7千万円まで 特別利率 (0.46%~0.90%) 2億7千万円超 基準利率 (1.11%~1.30%) | 基準利率(1.11%) | | | | | |
| 容 | 貸 | 付 | 期 | 間 | 20年以内 | 7年以内 | | | | | |
| | 据 | 置 | 期 | 間 | 2年以内 | 2年以内 | | | | | |

注1) 令和3年7月1日現在の標準利率。実際の融資利率は借入条件等により異なります。

問い合わせ先

日本政策金融公庫鹿児島支店 中小企業事業

〒892-0821 鹿児島市名山町1番26号

TEL 099-223-2221 URL https://www.jfc.go.jp/

^{※ 「}地方活力向上地域等特定業務施設整備計画|及び「地域経済牽引事業計画|については、県庁産業立地課(TEL 099-286-2985)までお問い合わ せください。

■ 奄美基金 (独立行政法人奄美群島振興開発基金)

奄美群島内における雇用創出及び地方自治体の地域振興施策の実施等に即して行われる地域活性化に資する事業に必要な資金については、独立行政法人奄美群島振興開発基金の融資制度(「地域活性化・雇用促進資金」)をご利用いただけます。

| | 区分 | 設備資金 | 運転資金 | | | | | | |
|------|----------|---|------------------|--|--|--|--|--|--|
| 融次 | 貸付対象事業 | ・奄美群島内における立地及び高度化を図る事業 ・奄美群島内への進出を図る事業 ・地域施策等との関連性が認められ、雇用創出効果等地域 | 成経済・産業の活性化に資する事業 | | | | | | |
| 融資要件 | 資 金 使 途 | ・当該事業に要する施設設備の整備及び改善(設備資金) ・経営安定改善(運転資金) | | | | | | | |
| | 貸付の相手方 | · 個人,法人,共同施行体,中小企業等協同組合 | | | | | | | |
| | 貸付限度額 | 1 億円 | | | | | | | |
| 融資 | 貸付利率 (注) | 0.92%~2.30% | 1.32%~2.35% | | | | | | |
| 融資内容 | 貸付期間 | 20年以内 | 7年以内 | | | | | | |
| | 据置期間 | 2年以内 | 1 年以内 | | | | | | |

注) 貸付利率は令和4年4月1日現在のものです。適用される利率は利用者の状況により異なります。

問い合わせ先

独立行政法人奄美群島振興開発基金 業務課 〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号

TEL 0997-52-4511 FAX 0997-52-4514 URL https://www.amami.go.jp/

市町村毎の制度

補助金・奨励金・税の減免等の措置

| 市町 利名 兄 | | 要件 | 内 容 |
|---------|-----|---|--|
| B | 補助金 | 鹿児島市企業立地促進補助金(1) 製造業、工業地域等での立地 ① 新規雇用者が11人以上(2) 市内企業は6人以上(中小企業の場合は3人以上)で設備投資額が1億円以上 ② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上 ② 新規雇用者6人以上(デザイン・コンテンツ業、研究開発施設 | (1) 製造業 (1) 及び2) 限度額 6,000万円 ・新規雇用者×50万円/人(障害者100万円)・設備投資額×10%(用地取得費含む)・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% (2) 限度額 6億円 ・設備投資額×10%(用地取得費含む)・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% (2) 情報通信関係、デザイン・コンテンツ業、研究開発施設 (2) 限度額 6,000万円 ・影機用者×50万円/人(障害者100万円)・設備投資額×2% ・事業所改修費×50% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・ 1 人 7 人 7 人 7 信 情報 1 人 7 人 7 人 7 人 7 人 7 人 7 人 7 人 7 人 7 人 |

- 注1)各市町村の指定地区等については、P32(各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。 注2)指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4(県)、P30(市町村税)をご覧ください。 注3)地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4)国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町 村名 | | | | | 要 | | 件 | | 内 | | 容 | | | |
|----------|------|------|--------------------------|------------------------------|-----------------------------|-------------------|--|-------------------------------------|---|----------------------|---|----------------------|--------|--|
| | | 区分 | | 指定 | '地区等 ^(注1) | | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価 | 額 (要件) ^(注2) | | 課税免除等 | | 種類 | |
| | | | 半島振り | | | 製造業, | 農林水産物等販売業 情報サービス業等、農林水産物 業、旅館業 | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等1,000万円 | 円以下の法人) | 半島地 | 2域:課税免除(3年) 3域:不均一課税(3 3域:課税免除(移転型 | 年間) | 事業税 | |
| 鹿 | | 県税 | | 生法におり !域) ^(注3) | ける地域活力向上地域 | 業種は | 問わない | 1,900万円以上(資 人は3,800万円以上 | 資本金 1 億円超の法 :) | 半島地 | 地域:課税免除 地域:不均一課税 地域:課税免除(移転) | FU) ∇/+ | 不動産 | |
| 児 | 税の | | 地域未 (促進区 | | 進法における促進区域 | 製造業, | 情報関連業、観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種 | は5,000万円超) | | 不均一課税(拡 「 「 「 「 「 「 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | _, | 取得税 | |
| 島 | の減免等 | | 過疎地均 | 或(旧桜! | 島町) | 製造業, ビス業 | 農林水産物等販売業,情報サー 等 | いては、資本金の 超1億円以下の2 | だし、製造業におり額等が5,000万円 は人は1,000万円以 が1億円超の法人は | | 除(3年間) | | | |
| 市 | | 市税 | (IE | | 施地域 旧松元町,旧郡山町, 東桜島地区) | | 情報サービス業等,コールセン 農林水産物等販売業,旅館業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円 | 円以下の法人) | 不均- | 課税(3年間) | | 固 定資産税 | |
| | | | 地域再5 | 生法におり | ける地域活力向上地域 | 業種は | 問わない | 1,900万円以上(資 人は3,800万円以上 | | | !:課税免除 (3年間 !:不均一課税 (3年 | | | |
| | | | 地域未 | 来投資促達 | 進法における促進区域 | 製造業 | 情報関連業、観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種 | は5,000万円超) | 課税免 | 除(3年間) | | | |
| | | | ・用地 ・新た 停止, 増設(| 立地協 取得後 な工場 | 等の設置に伴い、 著しい操業能力の) | 開始3 市内4)減少 | すること。(新設の場合) D既存の工場等の操業の でないこと。(新設又は | □工場等用地 | | | | | | |
| | | | Ē | 星用増 | | 用地取 | 得面積 | 内容 | - | 上限額 | | 投資区分 | | |
| | | | | 加数 | 製造業・流通 | 業 | 情報通信業 · 研究開発施設 | | 1億円以内 | | 00 etc. +7 | | | |
| | | | -=n | F . | 2,000㎡以上 | | 200㎡以上 | | 雇用増加数 3~9人 | 2 | 限度額000万円以内 | | | |
| | | | f設 i外) | 5人 以上 | (本市の特性を生た 事業の場合1,000m | いした | | 土地取得費 ×30% | 10~19人 | 3 | ,000万円以内 | 为 新設・増設 为 内 | | |
| | | | f設 i内) | 3人以上 | 1,000㎡以上 | | 100㎡以上 | | 20~49人 50~99人 100人以上 | - | ,000万円以内 ,000万円以内 1.億円以内 | | | |
| | | II . | 設 | 3人 以上 | | | - | □雇用促進補 | | | | | | |
| | | 移 | 設 | 3人 | _ | | _ | | 内容 | | 上限額 | 投資区 | 区分 | |
| 鹿屋 | 補助金 | | | 以上 | | | | | | | 総額5,000万円 以内 | 新設, 埠 移記 | | |
| 市 | -11/ | | | | | | | □建物・機械 | | | | | | |
| | | | | | | | | | P容 | | | 投資 | 区分 | |
| | | | | | | | | 建物整備費× 機械設備整備 | | 糸 | 総額 1 億円以内 | | | |
| | | | | | | | | 雇用増加数 | ☑分 市内発注率 | 補助 | 率 限度額 | | | |
| | | | | | | | | 3~9人 | 0~49% 50~79% 80%以上 | 3 9 5 9 10 9 | 5,000万円 以内 | | | |
| | | | | | | | | 10~19人 | 0~49% 50~79% 80%以上 | 3.59 5.59 10.5 | 6,000万円 以内 | 新設, | | |
| | | | | | | | | 20~49人 | 0~49% 50~79% 80%以上 | 4 9 6 9 1 1 9 | 7,000万円 以内 | | | |
| | | | | | | | | 50~99人 | 0~49% 50~79% 80%以上 | 4.59 6.59 11.5 | 8,000万円 以内 % | | | |
| | | | | | | | | 100人以上 | 0~49% 50~79% 80%以上 | 5 9 7 9 129 | 9,000万円 | | | |

| 市町 村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | | |
|----------|-------|---------------------------------------|---|--|--|---------------------------------------|------------|--|--|--|
| | 補助金 | | | | □施設賃借料補助金(情報通信・研究開発施設) | | | | | |
| | | E // | # (*1) | 上15-3447年(注2) | | | | | | |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) 半島振興対策実施地域(市内全域) | 対象業種 ^(注2) 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人)等 | 課税免除等不均一課税(3年間) | 種類 | | | |
| 鹿屋 | | 県税 | 過疎地域(旧輝北町,旧吾平町) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サー ビス業等 | 製造業 個人又は資本金規模5,000万円以下 の法人⇒500万円以上 資本金規模5,000万円起1億円以下 の法人⇒1,000万円以上 資本金規模1億円超の法人 ⇒2,000万円以上 農林水産物等販売業 情報サービス業 等⇒500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | 課税免除(3年間) | 事業税 | | | |
| 市 | | | 地域再生法における地域活力向上地域 | 問わない | 1,900万円以上 | 不均一課税(3年間) | T#1 * | | | |
| | 税の | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | 不動産 取得税 | | | |
| | 減免 | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業, 情報サービス業等, 農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下)等 | 課税免除(3年間) | | | | |
| | 免等 | 市税 | 過疎地域(旧輝北町,旧吾平町) | 製造業 農林水産物等販売業, 情報サービス業等 | 製造業 個人又は資本金規模5,000万円以下 の法人⇒500万円以上 資本金規模5,000万円起1億円以下 の法人⇒1,000万円以上 資本金規模1億円起の法人 ⇒2,000万円以上 農林水産物等販売業,情報サービス業 等⇒500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | 課税免除(3年間) | 固定資産税 | | | |
| | | | 地域再生法における地域活力向上地域 | 問わない | 1,900万円以上 | 不均一課税(3年間) | | | | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | | | | |
| | | | 市内全域 | 製造業, ソフトウェア業, 道路貨物運送 業, 倉庫業, こん包業, 卸売業 | 2,000万円超 | 課税免除(3年間) | | | | |
| | 補助金 | ① ② ③ ④ ⑤ 〈対 * * | た崎市企業誘致促進補助金市と会議を 市との立地協定の第結 工場適地又は工業月入以上(第 用地取得後3年以内に工場等 新たな事業所の設置に伴い市とし、又は市内の既存の事業所 3場合でないこと 象業種〉 製造業・道路貨物運送業・倉庫 ウェア業・4年制大学・研究 法に基づく特定民間施設 | 業種により要綱に定める。) の建設に着手 内の既存の事業所の操業を停 の操業能力を著しく減少させ 業・こん包業・卸売業・ソフ ビス業・インターネット附随 開発施設・総合保養地域整備 | - ㎡以上の場合は、4,000万円) | | | | | |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | |
| 枕 | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | |
| 崎 | | 県税 | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 地活地域:不均一課税(3年間) | | | | |
| 市 | | 大仏 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | | T-1 + | | | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 不動産 取得税 | | | |
| | 税の減免等 | | 過疎地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 500万円以上 (ただし、製造業においては、資本金の額等が5,000万円超1 億円以下の法人は1,000万円起1、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円以上) ※資本金等の規模が5,000万円以上の事業者については、新設、増設に係る取得等に限る。) | 課税免除(3年間) | 固定 | | | |
| | | 市税 | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業 農林水産物等販売業, 情報サービス業等 | 500万円以上(個人又は資本金等1,000 万円以下の法人) 1,000万円以上(資本金等1,000万円超 5,000万円以上の法人) 2,000万円以上(資本金等5,000万円超 の法人) 農林水産物等販売業及び情報サービス 業等については500万円以上 | 不均一課税又は奨励金(3年間) | 資産税 | | | |

| 市町村名 | | | 要 | 件 | | 内 | | 容 | | | | |
|------|-------|---|--|---|---|---|---|---|---------|-------------|-----|-------|
| | 補助金 | ■阿久根市企業立地促進補助金 ① 工場等を設置することを目的として、市内に用地を取得すること。(ソフト産業にあっては、用地及び工場等の賃貸借も含む。) ② ①により、用地を取得した日から3年以内に新設・増設又は移転をし、操業を開始すること。 ③ 工場等の新設・増設又は移転により、新たに5人以上雇用すること。(資本関係にある企業が雇用する場合も含む。) 【対象業種】 ① 製造業 ② 研究開発施設 ③ ソフト産業 情報サービス業、コールセンター業、データセンター業、インターネット附随サービス業 | | | 世 土地取得価格の20~25% (限度額2,500万円) ② 雇用促進補助 新規雇用者数×10万円 (限度額500万円) ③ ソフト産業施設補助 | | | | | 類2,500 | | |
| 阿久 | | 1 2 3 | 列久根市地元企業就労者賃貸住 本市への転入前に 1 年以上市 転入後 1 年以内に市内企業に ってから 1 年以内に転入したこ 就職した時点で40歳未満であ 外国人技能実習生は対象外 | 外に居住していたこと。 就職する又は市内企業に就職 と。 | 家賃月額×1/2 | (補助上限2万 | 万円)×3 | 86か月 | | | | |
| 根 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額 | (要件) (注2) | | 課税免除 | 等 | 種類 | | |
| 市 | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | | 1 | 課税免除(| | 事業 税 | | |
| | | | 原子力発電施設等立地地域(市内全域) | 製造業, 貨物運送業, 倉庫業, こん包業, 卸売業 (雇用増15人超) | 2,700万円超 | | | 不均一課税 不均一課税 | | 事業税 | | |
| | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本 人は3,800万円以上) | 金1億円超の法 | 原発地域: | 不均一課税 | | 不動産 | | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は | 5.000万円超) | 地活地域: 促進区域: | 不均一課税 課税免除 | | 取得税 | | |
| | 税の減免等 | の減免等 | の減免等 | の減免等 | 過疎地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サー ビス業等 | 製造業 個人又は資本金規 の法人⇒500万円以 資本金規模5,000万 の法人⇒1,000万円 | 模5,000万円以下 (上 5円超 1 億円以下 以上 3の法人 情報サービス業 の額が5,000万円 | 調 | - 現税免除(3) | 年間) | 固定資産税 |
| | | | 原子力発電施設等立地地域(市内全域) | 製造業, 貨物運送業, 倉庫業, こん包業, 卸売業 (雇用増15人超) | 2,700万円超 | | 不均一課稅 | (3年間) | | | | |
| | | | 出水市企業立地促進補助金 | =0 => ++ +0+= + -= -= | | | | | | | | |
| | | (2 | 工業生産施設等を新設,増新設の場合,新規雇用者が 新規雇用者が3名以上 | | 補助対象 | 雇用条· | 件 | 補助率 | 補助金上限 | 備考 | | |
| 出 | | | 市税等の滞納がないもの市と立地協定を締結してい | るもの | ①用地の取得 (造成·解体込) | 10人以 | 上 | 15/100 | 5,000万円 | ①·② | | |
| | 補品 | 集 | 対象業種】 以造業,鉱業,大学,短大,高 | | ②建物・設備 | 10人以上20 (増設の場合は | | 30/100 | 3,000万円 | は 選択 | | |
| 水 | 助金 | 究機関,デザイン業,情報通信業 生産を行う農林水産物生産工場, | | の投資 | 20人以上30 | | | 5,000万円 | 方式 | | | |
| 市 | | | , | | 30人以 | 上 | | 1 億円 | | | | |
| נוו | | 業・道路貨物運送業・水運業・こん包業・卸売業 | | | ③雇用補助金 | 市内居住者の親 (操業5年目 市内居住者を 用した場合、 市内に転入し 新規雇用とみ 加補助) | までは, 追加で雇 従業員が た場合, | 人数× 30万円 | 1 億円 | | | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税)をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 村名 | 種別 | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | |
|----|----------|-------|---|--|---|---|--------------------------|--|--|
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域)(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | |
| | | AK176 | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 不動産 取得税 | | |
| | | | | 製造業,鉱業,大学,短大,高専,専修 学校,学術・開発研究機関,デザイン業, | 2,500//1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 課税免除(3年間) | | | |
| 出 | | | 市内全域 | 情報通信業, コールセンター. 工業的生産を行う農林水産物生産工場, 物流中継 | 2,500万円以上かつ雇用数が30人以上 | 課税免除(5年間) | | | |
| | 税の | | | 機能を有する倉庫業・道路貨物運送業・ 水運業・こん包業・卸売業 | 2,500万円以上かつ雇用数が50人以上 | 課税免除(7年間) | | | |
| 水市 | 減免等 | 市税 | 過疎地域(旧野田町) | 製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業等 | 500万円以上(ただし、製造業においては、資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円以上)※ただし、資本金の額等が5,000万円超の法人については、新設又は増設に限る。 | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 | | |
| | | | | distribution of the state of th | 2,500万円以上かつ新規雇用者数30人 以上 | 課税免除(5年間) | | | |
| | | | | 製造業、情報サービス業 | 2,500万円以上かつ新規雇用者数50人 以上 | 課税免除(7年間) | | | |
| 指 | 奨励金 | 原 | 製造業、情報通信業、道路旅布・ 事業、梱包業、銀育施設、有等施設、有等施設、有等施設、有等施設、有等施設、有等施設、有等。 国施設、整工學校、設定等的、基本等の工事。 「定要件」の投下固定資本額 1,000万 ②雇用 | 開発研究機関、デザイン業、 は、コールセンター業、鉱物採場、私立大学、私立短期大学、 は、特定民間施設でする社員寮 の月以内に工場等の指定申請を の日以上 が規雇用 が規雇用 が規雇用 が規雇用 が規雇用 が関係する以上 | 年以内に取得したもの 新設・増設 最大5,000万円(雇用者数によって上限額が 異なります) 移転・改築 最大4,000万円(雇用者数によって上限額が 異なります) ©用地取得補助金 工場用地取得費用の20% 上限5,000万円 ©新規雇用者補助金 正規雇用者 1 人あたり30万円(非正規雇用者 1 人あたり1 万円) 【以下に該当する場合は1人あたり+30万円加算】 ・本市出身者で新卒 1 年以内の正規雇用者 | | | | |
| 宁 | | | 54/1 KIN () KO () C (, % | 『刀団でないこと, 巾祝寺の滞 | ・本市内の高等学校等を | を卒業後1年以内の正規雇用: | 者 | | |
| 宿 | | | 納がないこと | | 上限1,000万円 | を卒業後 1 年以内の正規雇用 | | | |
| | | 区分 | 納がないこと _{指定地区等 (注1)} | 対象業種 (注2) | 上限1,000万円 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | | 者種類 | | |
| 市 | | 区分 | 納がないこと | 対象業種 ^(注2) 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 | 上限1,000万円 設備等の取得価額(要件) ^(注2) 2,700万円超 500万円以上 | 至卒業後1年以内の正規雇用 課税免除等 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) | | | |
| | | | 納がないこと 指定地区等 (注1) 過疎地域 (市内全域) 半島振興対策実施地域 (市内全域) 地域再生法における地域活力向上地域 | 対象業種 ^(注2) 製造業,農林水産物等販売業 | 上限1,000万円 設備等の取得価額 (要件) (注2) 2,700万円起 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) 1,900万円以上 (資本金 1 億円超の法 | 要業後 1 年以内の正規雇用 課税免除等 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) 過疎地域:課税免除 | 種類 事業税 | | |
| | | | 納がないこと 指定地区等 (注1) 過疎地域 (市内全域) 半島振興対策実施地域 (市内全域) 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) (注3) 地域未来投資促進法における促進区域 | 対象業種 ^(ほ2) 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 | 上限1,000万円 設備等の取得価額 (要件) (注2) 2,700万円超 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) 1,900万円以上 (資本金1億円超の法人は3,800万円以上) 1億円超 | 要業後 1 年以内の正規雇用 課税免除等 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 | 種類 | | |
| | 税の減免 | | 納がないこと 指定地区等 (注1) 過疎地域 (市内全域) 半島振興対策実施地域 (市内全域) 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) (注3) | 対象業種 ^(ほ2) 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 業種は問わない | 上限1,000万円 設備等の取得価額 (要件) (注2) 2,700万円超 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) 1,900万円以上 (資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 要税 1 年以内の正規雇用: 課税免除等 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 | 種類 事業税 不動産 | | |
| | <i>ത</i> | 県税 | 納がないこと 指定地区等 (注1) 過疎地域 (市内全域) 半島振興対策実施地域 (市内全域) 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) (注3) 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 対象業種 (^(12 2) 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 業種は問わない 製造業、情報関連業、観光関連産業など 製造業、農林水産物等販売業、情報サー | 上限1,000万円 設備等の取得価額(要件) (ほ2) 2,700万円超 500万円以上(資本金等1,000万円以下の法人) 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) 1億円超(農林水産関連業種は5,000万円超) 500万円以上(資本金等5,000万円以下の法人。※資本金5,000万円以上(資本金規模に応じ取得価格要件が異なり、新設又は増設に限る。) 500万円以上(資本金等1,000万円以下の法人) | 要業後 1 年以内の正規雇用 課税免除等 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 種類 事業税 不動産 | | |
| | の減 | 県税 | 納がないこと 指定地区等 ^(注1) 過疎地域(市内全域) 半島振興対策実施地域(市内全域) 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 対象業種 (注2) 製造業, 農林水産物等販売業 製造業, 情報サービス業等, 農林水産物 等販売業 業種は問わない 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など 製造業, 農林水産物等販売業, 情報サービス業等 | 上限1,000万円 設備等の取得価額(要件)(建2) 2,700万円超 500万円以上(資本金等1,000万円以下の法人) 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) 1億円超(農林水産関連業種は5,000万円超) 500万円以上(資本金等5,000万円超は資本金規模に応じ取得価格要件が異なり新設又は増設に限る。) 500万円以上(資本金等1,000万円以下の法人),1,000万円以上(資本金等5,000万円以下の法人) 1,000万円以上(資本金等5,000万円以下の法人) 1,000万円以上(資本金等5,000万円以下の法人) 1,000万円以上(資本金等5,000万円超の法人) 1,000万円以上(資本金等5,000万円超の法人) 1,000万円以上(資本金等5,000万円超の法人) 1,000万円以上(資本金等5,000万円超の法人) 1,000万円以上(資本金等5,000万円超の法人) | 要業後 1 年以内の正規雇用: 課税免除等 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 位進区域:課税免除 | 種類 事業税 不動産税 取得税 | | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | |
|-------|------------|-----|--|--|--|---|------------|--|--|
| | 奨励金 | | | | ② 雇用促進奨励金 規則の定めにより、新規雇用者 1 人につき12万円を交付 ・限度額:2,000万円(1事業所1回) ③ 事業所賃借奨励金 規則の定めにより、事業所の賃借に要した経費(敷金・権 利金等除く)の1/4に相当する額の支給(3年間) | | | | |
| 西 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| 之 | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | | | | |
| 表市 | 税 | 県税 | 離島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業,情報サービス業,有線放送業, インターネット附随サービス業,コール センター | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 過疎地域、離島地域:課税免除(3年間)地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | |
| נוי | の減免等 | | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 業種は問わない 製造業、情報関連業、観光関連産業など | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) 1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 過疎地域、離島地域:課稅免除 地活地域:不均一課稅 促進区域:課稅免除 | 不動産取得税 | | |
| | | | 離島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業、情報サービス業等 | 500万円以上 | 課税免除(3年間) | | | |
| | | 市税 | 地域再生法における地域活力向上地域 | aces, is it is a constant | (資本金等5,000万円以下の法人) 3,800万円(租税特別措置法に掲げる | | 固 定 資産税 | | |
| | | | 地域円主法における地域/占月円上地域 (注3) | 業種は問わない | 中小企業等については1,900万円) | 不均一課税(3年間) | 34.12.10 | | |
| 垂水 | | 4 | 垂水市企業等立地促進条例 事業所を新増設し,新規地元雇 ※ 対象業種の指定なし | 用者増が3人以上 | ① 事業所の新設若しくは増設に要した土地、建物、機械等の取得額に1/10を乗じて得た額。ただし、3年分割で交付する・限度額 3人以上10人未満 1,000万円 10人以上20人未満 2,000万円 20人以上30人未満 3,000万円 30人以上40人未満 4,000万円 40人以上 5,000万円 ただし事業所設置に対する補助金と雇用に対する補助金を合計額が800万円以下の場合は一括交付 ② 増加する新規地元雇用者1人につき20万円 ただし、3年分割で交付する。 | | | | |
| 市 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | ・限度額 1,000万円 設備等の取得価額 (要件) (注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| | | 上刀 | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | 正次 | | |
| | | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 | (資本金等1,000万円以下の法人) | 半島地域:不均一課税(3年間)地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | |
| | 税の減 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 | | |
| | 免等 | | 地域木米投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 促進区域:課税免除 | 40.00 | | |
| | | 市税 | 過疎地域(市内全域) | 製造業、流通業施設、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 500万円以上 (製造業又は旅館業において、資本金等 5,000万円超1億円以下の法人は1,000 万円以上、資本金等1億円超の法人は 2,000万円以上) | 課税免除又は奨励金 (3年間) | 固 定資産税 | | |
| 薩摩川内市 | 企業立地支援補助金等 | ① E | 薩摩川内市企業立地支援補助金 対象施設 工業生産施設等(工業生産施 開発施設・流通業務施設、 開発施設・増設・移転 操業開始時間である場合 開地取得付別では 開地取得付別では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個では 一個 | 設、情報サービス施設、研究 代エネルギー関連施設等)の ・ | ア 補助率 新設 5/10, ※ 市の指記でする用地にでいる 4/10 イ 限度額 (操業 1 年以内 5 人以上20人未満の 20人以上30人未満の 30人以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 保体費を含む)の一部を補助 増設・移転 3/10 立地した場合は新設6/10, 3 内の新規雇用者数) 場合…3,000万円 意円 と回線設備含む)の取得に要し 20, 増設・移転 5/100 内の新規雇用者数) 場合…3,000万円 場合…5,000万円 意円 全経費の一部を補助(最長3年 増設・移転 3/10 内の新規雇用者数) 場合…1,000万円/年 場合…2,000万円/年 | した経 | | |

| 市町村名 | | 要件 | | 内 | | 容 | | |
|---------------|------------|---|--|---|-----------------------|------------------|---------|----------------------|
| | 企業 | | ④ 通信費補助(情報サービス施設で50人以上の新規雇用に限る) 通信回線使用料の一部を補助(最長3年間) ア 補助率 新設 5/10, 増設・移転 3/10 イ 限度額(操業開始1・2・3年後の新規雇用者の数) 50人以上100人未満の場合…1,000万円/年 100人以上200人未満の場合…2,000万円/年 200人以上の場合…3,000万円/年 | | | | | |
| | 企業立地支援補助金等 | 上記,薩摩川内市企業立地支援補助金の要件を満たし,かつ,新規市内雇用者(操業開始日から1年を経過する日において引き続き6箇月以上継続して雇用され,かつ,本市に住所を6箇月以上有する者で雇用保険の被保険者)を雇用した事業者 | ア イ ※ ま | (非正規雇用は)※ 障がい者に | 20万円 は10万円 イバーを |) 日加算 活用した | | |
| | | ■商業施設立地支援補助金 ① 新規市内雇用者数 操業 1 年以内に新規50人以上(実質増) | * | 見市内雇用者数×30万円 障がい者は10万円加算 限度額…3,000万円 | (非正規 | 雇用は20 |)万円) | |
| 薩 | | ■創業支援事業補助金 市内で創業する者や創業間もない者(創業2年未満) | 1 | 対象経費 設立登記費用,店舗・事 尽謝金、原材料費、外注加 料購入費 補助率等 | | | | |
| 摩 川 | | | | 区分 | | 補助率 | 補助_ 通常型 | 上限額 脱炭素· SDGs型 |
| 内 | 創業支援事業補 | | А | 特定創業支援事業*に参加し 川内市から証明書の発行を 者で、会社法に定める会社 し、その代表者となる者 | 受けた | 3分の2 | 100万円 | 150万円 |
| 市 | 事業補助金 | | В | 特定創業支援事業*に参加し 川内市から証明書の発行を 者で、個人開業又は企業組 業組合、NPO法人等の設立 その代表者となる者 | 受けた日合協 | 3分の2 | 50万円 | 100万円 |
| | | | С | 会社法に定める会社を設立 の代表者となる者 | | 2分の1 | 50万円 | 80万円 |
| | | | D | 個人開業又は企業組合, 協第 NPO法人等の設立を行い, 表者となる者 | 美組合, その代 | 2分の1 | 50万円 | 80万円 |
| | | | 厚 | 特定創業支援事業:創業 射拓等の知識習得等を目的 みで、本項では、「薩摩川! | うとして | ,継続的 | に支援す | る取り組 |
| | 雇用対策支援補助金 | ■UIJターン者家賃等補助金 市内中小企業に就職したUIJターン者が住宅を借り受ける 際の家賃に対する補助 <補助対象> 下記の要件を満たしたUIJターン者 ①本市に転入前後1年以内に市内中小企業に正規雇用された者 ②転入時において40歳未満の者(甑島地域は50歳未満) ③自ら住宅を借り受け、家賃を払った者 | ・甑 | 額家賃×3/10(補助上限 島地域は5/10(補助上限 島地域は別途移住支援金 | 艮1.5万円 | 円)×12 | | |
| | 企業支援補助金 | ■退職金共済制度加入促進補助金 中退共、特退共において、事業者の支払った掛金の補助 | F | ·人当たりの1ヶ月分の됨 分 島地域は10/10 | 上)金律 | -限5,000 | 円)×3/ | 10× 6 ケ |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|------|-------|--------------------------------|---|--|--|--|------------|
| ., . | .,,, | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | | 過疎地域(旧川内市除く市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 500万円以上 (※資本金等5,000万円超1億円以下の 法人は1,000万円以上, 資本金等1億 円超の法人は2,000万円以上) | Na 7-111.12 . == 74.6 to (o f- se) | 事業税 |
| | | 県税 | 原子力発電等立地地域 (旧入来町、旧祁答院町を除く市内全域) | 製造業, 貨物運送業・倉庫業・こん包業・ 卸売業 (雇用増15人超) | 2,700万円超 | | |
| 薩 | | | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 原発地域:不均一課税 | 不動産 |
| 摩 | 税 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 |
| Л | の減免等 | | 過疎地域(旧川内市除く市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 500万円以上 (※資本金等5,000万円超1億円以下の 法人は1,000万円以上,資本金等1億 円超の法人は2,000万円以上) | 課税免除(3年間) | |
| 内 | | | 原子力発電施設等立地地域 (旧入来町,旧祁答院町を除く市内全域) | 製造業, 貨物運送業・倉庫業・こん包業・ 卸売業 (雇用増15人超) | 2,700万円超 | 不均一課税(3年間) | |
| 市 | | 市税 | 離島振興対策実施地域 (旧里村, 旧上甑村, 旧下甑村, 旧鹿島村) | 製造業,情報サービス業等,農林水産物等販売業 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固 定 資産税 |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | |
| | | 市: 入: □ 日電 (1) 文 集 | 市内全域(入来工業団地を除く) | 製造業,流通業務施設,情報サービス施設等, コールセンターなど | | 課税免除 新設:(5年間) 増設・移転(3年間) | |
| | | | 入来工業団地 | 同上 | | 課税免除(10年間) | |
| | 補助金 | (2) | フトウェア業,研究開発施設 ※ 道路貨物運送業,倉庫業 | 、こん包業、卸売業について 社所有の土地を取得または賃 ついては5人以上 ※ 用地取得は、賃借も含む。 | ・設備投資額に10分の1を乗 ・限度額 3,000万円 ※ 市内企業の増設・移転 満の場合 1,500万円 | 度じて得た額 (用地取得費も含む。) 転で新規雇用者が5人以上1 | 0人未 |
| Θ | | (1) | | に同じ | ・補助額 新規雇用者×30万円 ・限度額 750万円 | | |
| 置 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額 (要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | | 過疎地域(旧伊集院町を除く市内全域) | 製造業, 農林水産物等販売業 製造業, 情報サービス業等, 農林水産物 | 2,700万円超 500万円以上 | 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| 市 | | 県税 | 半島振興対策実施地域(市内全域)地域再生法における地域活力向上地域 | 等販売業 業種は問わない | (資本金等1,000万円以下の法人) 1,900万円以上(資本金1億円超の法 | 地活地域:不均一課税(3年間) 過疎地域:課税免除 | |
| | | | (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 (保維区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 人は3,800万円以上) 1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課稅 促進区域:課稅免除 | 不動産 取得税 |
| | 税の減免等 | 市税 | (促進区域) 通疎地域(旧伊集院町を除く市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | (展体が座倒連業権は5,000万円超) 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業,情報サービス業等 500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | 課税免除(3年間) | 固定稅 |
| | | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業,情報サービス業等 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 不均一課税(3年間) | |
| | | | 地域再生法における地域活力向上地域 (注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 課税免除(3年間)又は 不均一課税(3年間) | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 業種は問わない | 土地・建物の取得価格の合計が1億円 以上(農林水産関連業種は5,000万円 以上) | | |

| 市町 村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | |
|----------|-------|--|--|--|--|---|--------|--|
| | 補助金 | 【工 ① 【雇 | | :工場等において,既設の工場 の工場等については,新規地 !者は受託業者を含む。) | | | | |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | |
| | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | | |
| 曽 | | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | |
| 於 | | 県税 | (地活地域) (注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 | |
| 市 | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 促進区域:課税免除 | 机守机 | |
| | 税の減免等 | D 或 D 字 市税 (| 過疎地域(市内全域) | 製造業 農林水産物等販売業 情報サービス業等 | 500万円以上(ただし、製造業においては、資本金の額等が5,000万円 財1億円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超の法人は 2,000万円以上) | 課税免除(3年間) | | |
| | ₹ | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業,情報サービス業等 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 不均一課税(3年間) | П + | |
| | | | 地域再生法における地域活力向上地域 (注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法 人は3,800万円以上) | 課税免除(3年間)又は 不均一課税(3年間) | 固 定資産税 | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 業種は問わない | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | | |
| | | | 市内全域 | 製造業,ソフトウェア業,研究開発施設, 流通業施設,情報処理サービス業,インターネット附随サービス業,コールセンター | 2.500万円超 | 課税免除(3年間)又は奨励金(3年間) | | |
| 霧島市 | 補助金 | ① [2] [3] (4) (6) (6) (7) (1) (1) (2) (3) (4) (6) (7) (7) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1 | 「大型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型 | が斡旋する工場等用地等に設 ,用地取得後3年以内の操業 かつ補助金交付申請時に5人 り、公害防止法令等その他関 ア業・総合リース業・情報処 資業・情報提供サーズ業・ビス業・ 質業・情報提供が選補と選択・選手・ では、アント業・エン研究開発施設 に関する条例 には隣接する敷地内に新たに 附属設備を新たに取得するこ に関すること は以内に操業していること は防に10人以上 との重複はできない 条例と同じ | ・補助額 土地取得価格× ・限度額 2,000万円(新規雇用 3,000万円(新規雇雇用 4,000万円(新規雇雇用 6,000万円(新規雇雇用 8,000万円(新規雇雇用 8,000万円(新規模工場等用地取得 1,000万円(工場等用地取将 1,000万円(正補助 1,000万円) ① 施設設備補取 1,000万円 ① 施設設備補取 1,000万円 ① 施設設備補取 1,000万円 ② 雇用促進補助 ・補助額 1,000万円 ② 雇用促進補助 ・補助額 1,000万円 | 40/100 (の数 5 人以上10人未満) (の数10人以上20人未満) (の数20人以上30人未満) (の数30人以上50人未満) (の数50人以上) 貴補助(造成費も含む。) 40/100 計画積5 ha以上10ha未満) 計画積10ha以上) るときは10万円加算) | | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|---------|-------|---------------------|--|---|---|--|-------------|
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | | 過疎地域 (旧横川町, 旧牧園町, 旧霧島町, 旧福山町) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 半島地域:不均一課税 | 不動産取得税 |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 促進区域:課税免除 | 机守机 |
| | | | | 製造業,鉱業用鉱物採掘施設 | 2,500万円超 | 課税免除(3年間) | |
| | | | 市内全域 | 流通業 三 試験研究設備 | 3,000万円超 雇用増 16人以上 5,000万円超 | 課税免除 (3年間) 不均一課税 | |
| 霧島市 | 税の減免等 | | 過疎地域 (旧横川町, 旧牧園町, 旧霧島町, 旧福山町) | 製造業 農林水産物等販売業 情報サー | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業,情報サービス業等 500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 | 課税免除(3年間) | 固定資産税 |
| | | (| 地域再生法における地域活力向上地域 | 業種は問わない | に限る。 1,900万円以上 | 課税免除 (3年間) 又は | |
| | | | (注3) | | 1 億円超 | 不均一課税 | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業,情報関連業,観光業など | (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | |
| い ち き 串 | 補助金 | | 次世代工名 次一事業代 東西藤中核工業団地以外(民有地 (村要件>新設・増設・移転とも 補助金の共通項目】 (1) 市との立地協定 (2) いる時報(日本の主体野市に工場等費を (3) 設備投資的十事業者は5市の大力である。 (4) 新規地元配用者を含む。ただし、かであること。 (5) は取得補助金】 (6) は対している。 (6) は対している。 (7) は対しないる。 (7) は対しないる。 (7) は対しないる。 (7) は対しないる。 (7) は対しないる。 (7) は対しないる。 (7) は対しないる | 業・卸売業・研究開発施設・ルギー関連施設(メガソー除く。) 除く。) を含む。):製造業・金属鉱業 立地(新設、増設、移転) 除く。):1億円以上 元雇用者数(雇用保険被保険 上、市内事業者は3人以上 業者が新設等を行った場合。 か月以上市内に居住)を含む。 を構成する鹿児島市、日置市、いちき串木野市民が1/2以上 | イ 限度額:新規雇用者数による者を含む。)に応(西薩中核工業団地)・10人未満:3,00・10人〜29人:5,00・30人〜49人:1億・50人〜99人:1億・100人以上:2億(西薩中核工業団地以外・3,000万円(②【設備投資促進補助金】ア設備投資額×10/100 | 解体費を含む。)×30/100 対 (市外事業者の場合,配置転 じて 200万円 200万円 15,000万円 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 | |
| 木 | | 【至 | !き工場活用補助金】 ○製造業に限る ○賃借を開始した日から 年以 | 内の操業開始 | ③【空き工場活用補助金】 ア 賃借料補助:賃借料の | D50/100を3年間助成 限度額:年間250万円) | |
| 野 | | 1 2/1- | 用促進補助金】 | 左右切らて戸田されて日内で | イ 改装費補助:改装費が | 及び電気工事費等の50/100を | , . |
| 市 | | | | て助成。ただし事業拡大等に して新たに増加する場合につ | 内事業者が施工した 500万円) 【雇用促進補助金】 ○新規地元雇用者数×50万 | 場合, 1回に限り助成(限度 5円(上限1億円) | 支 領・ |
| | | 【事業 西 水は 西 | 業所用水使用料補助金】 西薩中核工業団地:市上水道を は原則として行わない。 西薩中核工業団地以外:市上2 万トンを超える事業者 | | 【事業所用水使用料補助金】 (西薩中核工業団地) ア 助 成 額: 1トンあた イ 助成期間: 10年間助成 (西薩中核工業団地以外 次表の区分により算出した補 | 或) | |
| | | | | | 年間使用水量 | 補助金の額 | |
| | | | | | 3万トンを超え 10万トンまでの分 | 3万トンを超える分に かかる使用料の20/100 | |
| | | | | | 10万トンを超え 20万トンまでの分 | 10万トンを超える分に かかる使用料の30/100 | |
| | | | | | 20万トンを超える分 | 20万トンを超える分に かかる使用料の40/100 | |

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|-------|-------|-------------------------------------|--|--|--|---|-------|
| | 補助金 | 2 | 水装置設置補助金】 5薩中核工業団地において新た 折設した事業者 | に事業所を設置し、給水装置 | 【給水装置設置補助金】 ・市が敷設した配水管から事 置の新設工事費相当額 | 『業所用地の境界までに係る紀 | 給水装 |
| L1 | その他 | | いちき串木野市工業用地事業用 ・対象業種、対象面積、対象要 同じ ・10年〜20年間の事業用定期 ・契約後、2年以内の工場着手 ・契約期間満了後は更地にして 場合は施設を撤去する必要は | 性は上記補助金の共通項目と 借地権契約 及び3年以内の操業開始 返還。ただし用地を購入する | 返還 ○用地を購入する場合, そ | 200円の借地料 0600円を預託, 借地期間満 その時点の譲渡価格から賃貸 なび賃貸料相当額を差引くこ | 朝間中 |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額 (要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| 5 | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | | |
| ŧ | | | 半島振興対策実施地域 (注2) (市内全域) | 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 半島地域:不均一課税(3年間) 原発地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| | | 県税 | | 製造業,貨物運送業・倉庫業・こん包業・ 卸売業(雇用増15人超) | 2,700万円超 | | |
| 串 | | | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法 人は3,800万円以上) | 原発地域:不均一課税 | 不動産 |
| 木 | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業、情報関連業、観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 |
| 野市 | 税の減免等 | 市税 | 過疎地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 製造業、旅館業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業 情報サービス業 等 500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | | 固定資産税 |
| | | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業、情報サービス業等 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 課税免除及び 不均一課税 (3年間) | |
| | | | 原子力発電等立地地域(旧串木野市) | 製造業, 貨物運送業・倉庫業・こん包業・ 卸売業 (雇用増15人超) | 2,700万円超 | 不均一課税(3年間) | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | |
| 南さつま市 | 補助金 | 【対 集 (1) (2) (2) (3) | 数去,造成費用) ① 施設設備取得後2年以内に ② 雇用者数が操業開始時に5 規雇用者增3人以上) ③ 投下固定資産総額が1,000 新規雇用補助 ① 用地取得費補助と施設整備 当 (ただし,情報サービス業 ては新規地元雇用者数が1(② 操業開始後1年以内に新規 新規地元雇用者要件:操業 おいて引き続き6か月以上 | 年制大学、日本語教育機関、業、陸上養殖業、植物工場、業開始。 を転の場合にあっては、雇用者によった場合も対象とするの、機械設備、附属施設、解体 操業開始 人以上増加(増設・移転は新 万円以上 ・遺補助のいずれかの要件に該 及びコールセンター業につい の人以上であれば該当とする) | ・限度額:操業開始時の新規 新設 5~19人…3,000万 増設・移転 | 展用者数 5円,20人以上…5,000万円 | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | |
|------|---------|--|---|---|--|--|------------|--|
| ., . | ,,,, | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | |
| | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | | |
| | | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | |
| | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法 | 125K-10-5K - 1K-17L7L19K | | |
| | | | (地活地域) (性3) 地域未来投資促進法における促進区域 | #1\#\#\ \#\+\P1000\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 人は3,800万円以上) 1 億円超 | 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 | 不動産 取得税 | |
| 南 | | | (促進区域) | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | (農林水産関連業種は5,000万円超) 1. 設備等の要件 | 促進区域:課税免除 | | |
| さつま市 | 税の減免等 | | 過疎地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 1、政闘等の安計 物件の取得、機械等の製作、工場の 建設(修繕工事も対象) ※資本金5,000万円超の法人は旧制 度と変更なく、新設又は増設のみ を対象とする。 2.取得価格の要件(資本金別の下限額) (1)製造業・資本金5,000万円以下:500万円 資本金5,000万円超で1億円以下:1,000万円 資本金1億円超:2,000万円 (2)農林水産物等販売業、情報サー ピス業等 資本金の規模に関わらず一律 500万円以上 | | 固定発 | |
| | | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業 | (資本金等1,000万円以下の法人) | 不均一課税(3年間) | | |
| 志布 | 補助金 | (1) (2) (3) (4) (5) | 志布志市企業立地促進補助金 | 等の操業を開始していること。 也)、または、市長が適当と認 設置すること。 超えて継続の雇用保険加入の を締結すること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 限度額 1,500万円~2億円※ ※ 限度額については、新規雇用者数に応じて変動 (2) 工場等用地取得費補助金 補助額 ①指定地 土地取得価額の100分の20に相当する額 ②認定地 土地取得価額の100分の15に相当する額 限度額 3,000万円 (3) 雇用促進補助金 補助額 新規雇用者1人につき12万円/年間 ※ 障がい者は3割増 (1人につき15万6,000円/年間) 限度額 1,000万円/年間 | | | |
| 志 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | |
| | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | |
| 市 | | | 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | (資本金等1,000万円以下の法人) | 地活地域:不均一課税(3年間) | 争未饥 | |
| | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 半島地域:不均一課税 | 不動産 | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | |
| | 税の減免等 | | 過疎地域(市内全域) 半島振興対策実施地域(市内全域) 地域 (第3) | 製造業 農林水産物等販売業, 情報サービス業等 製造業 農林水産物等販売業, 情報サービス業等 業種は問わない | 製造業 農林水産物等販売業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 情報サービス業等 500万円以上 米ただし、資本金等の額か5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 500万円超 (資本金等1,000万円以上) 1,900万円超 | 課税免除(3年間) 不均一課税(3年間) 不均一課税(3年間) | 固定資産税 | |
| | | | | | 1 億円超 | | - | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | | |
| 奄美市 | 助成金・奨励金 | 成金 に探楽開始している者又は企業用地取得日削に市内で探楽を開始している者のうち操業開始後2年以内の者・設備投資額2,000万円以上(用地取得費を除く)・新規地元雇用者数8人以上(操業開始日現在)・鹿児島県公実防止条例その他法会に違反していないこと | | | 次の額に1/10を乗じて行 ・(企業用地取得費+改修 ・用地面積>建物延べ面積 建物延べ面積×50/10 ② 企業施設設置奨励金〔ダ ・水産養殖施設(内陸部の ・工場施設 床面積㎡ > | 号た額のいずれか低い額 費+造成費)の市長が認めた 賃×50/10の場合 受付限度額 1,000万円) ○み)施設面積㎡×1万円 ×1万円 等施設及び研究開発施設)床間 頁 2,000万円) | | |

| 市町 村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|----------|---------|--|---|--|--|--|----------------------------|
| 奄 | 助成金・奨励金 | _ | 業の高度化】 ・事業の規模拡大等により操業 ・設備投資額 1,500万円以上 ・新規地元雇用者数 3人以上 ・鹿児島県公害防止条例その他 ・市の育成企業の認定 | (用地取得費を除く) (操業開始日現在) | する企業線化面積㎡×3,000円 ※ この面積は用地取利 乗じて得た面積の間地取利 乗りて得まいの間では一条 事業所の賃借に関するといる。 事業所の6 諸経費を除る。 事業の用当する額 ・研修助成金 新規地元雇用者に対する雇用される1人につき5 ※ 交付限度額 4,500万 | 緑化面積㎡×1,500円 等施設及び研究開発施設)を 得助成金の交付対象面積に8 相内 力成 費用から敷金、権利金その他 を額の1/4に相当する額 支払った通信回線に係る使力 る研修に要した費用として、第 5万円を上限 | 3/10を これら 用料の 新たに |
| 美市 | | ■ 奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例 【企業の進出】 ・情報通信業等の業務を行う企業で用地取得日若しくは情報 通信業等施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年 以内に操業開始している者又は企業用地取得日前に市内で 操業開始を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 ・新規地元雇用 3人以上(操業開始日現在) ・鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと ・市の誘致企業で立地協定を締結 | | に類する諸経費を除いた ・通信回線使用料助成金 事業の用に供するため 1/10に相当する額 ※ 交付限度額 450万 | 費用から敷金,権利金その他 □額の1/10に相当する額 支払った通信回線に係る使り 可円 額は150万円を限度とし,3: | 用料の | |
| | Þ | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額 (要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 資本金の規模に応じ、500万円以上ま で引き下げ | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) | 事業税 |
| | 税 | 県税 | 奄美群島地域(市内全域) | 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 地活地域:不均一課税(3年間) | 争未加 |
| | の減 | אייאה | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 過疎地域,奄美地域:課税免除 | 不動産 |
| | 免等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | - 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 |
| | | 市税 | 過疎地域(市内全域) | 製造業, 情報サービス業等, 農林水産物 等販売業 | 資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げ | 課税免除(3年間) | 固定 |
| | | 113 176 | 奄美群島地域(市内全域) | 製造業, 情報サービス業等, 農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 資産税 |
| 南九州市 | 南 九 州 市 | < 製鉱施業() ② ③ ④ ● □ | 南九州市企業立地促進補助金 対象業種> 世業、貨物運送業、倉庫業、この が採掘業、陸上養殖業、研究開 役、コールセンター業、監理事 に限る。) で付要件> 南九州市との立地協定 南九州市に第年を書が操業を 名以上増加すること 設備投資の合計額が2,000万 和九州市社員寮整備資金利子補 社員寮を建設しようとする土 | 発施設,観光・リゾート産業業及び農林水産業(陸上養殖設, 増設,移転)開始した日から3年以内に5円以上 | 登離投資をした場合 設備投資額の10/100以内(限度額2,000万円) ただし、食料品等製造業は15/100以内 増設の場合、②における補助率は通常の1/2となります 新規地元常用雇用者を雇用した場合 1名につき50万円(限度額1,000万円) | | |
| | | ② ③ ④ | 社員寮の居住戸数が3戸以上 建築後10年以上社員寮として 社員寮を建設するため、金融 入期間10年以上の条件で必要を | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 額(限度額300万円) | 月から起算して36月分の利 [:] | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|------|-------|--------|--|---|--|---|--------|
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | | 過疎地域(市内全域) 半島振興対策実施地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業製造業、情報サービス業等、農林水産物 | | 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 等販売業 業種は問わない | (資本金等1,000万円以下の法人) 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 | 不動産 |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 |
| | | | 市内全域 | 製造業、貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業、情報通信業、鉱物採掘業、陸上 養殖業、研究開発施設、観光・リゾート 産業施設、コールセンター業、監理事業、 教育学習支援事業、医療・福祉業、農林 水産業、デザイン業 | 2,700万円超 | 課税免除(3年間) | |
| 南九州市 | 税の減免等 | の威免等市税 | 過疎地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業 情報サービス業等 500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設に限る。 | | 固定資産税 |
| | | | 半島振興対策実施地域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 500万円以上(個人又は資本金等1,000 万円以下の法人) 1,000万円以上(資本金等1,000万円超 5,000万円以下の法人) 2,000万円以上(資本金等5,000万円超 の法人) 農林水産物等販売業・情報サービス業 等については500万円以上 | 不怕一理殺 (3 年間) | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円以上 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | |
| | 補助金 | < 分 | P佐市企業立地等促進条例 対象業種> 役事業所 製造業,情報通信業 官事業所 食料品製造業,自然 前助金交付要件> 事業所の投下固定資産が2,70 操業開始後3年以内に新規雇 新規雇用者は市内に住所を有る 市との立地協定等を締結 | 科学研究所、旅館・ホテル 00万円以上 用者が5人以上増加 | | な・造成費含む)×30% ,000万円) ペート等は5万円) ,000万円) 資産(土地を除く。)×10% 資産(土地を除く。)×15% 会〔1,000万円) | |
| 伊 | | 1 | P佐市中小企業防災対策促進条 新たに耐震補強や防水壁の設 内の中小企業 事業所の投下固定資産が500 事業所の常用雇用者が15人以 | 置などの防災対策を講じる市 万円以上 | · 防災対策促進補助金〔上限 投下固定資産×50% | (1,500万円) | |
| 佐 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) (注2) | 課税免除等 | 種類 |
| 市 | | | 過疎地域(市内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) (準3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法 人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 促進区域:課税免除 | 松丹加 |
| | 税の減免等 | 市税 | 過疎地域(市内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業,情報サービス業等 500万円以上 | | 固定資産税 |
| | | | | | ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | | |

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|---------------|---------|---------------------------------|---|--|---|--|------------------------------|
| | 補助金 | ① 址 :) + 後 3 4 5 ※ | 会良市企業立地促進条例 工業生産施設等に供する新た 也に工業生産施設等を新設、サ リース業者 用地取得面積が1,500㎡以以 サービス業の体業開始 雇用者5人以上 市との及び操業院のしたいい 建設を令種・道路にして、に 関係法業業、取貨等物運送物運送を業業、 計算学研究所、試験研究施設業 大人工業、 とこと とこと とこと とこと は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | ニ (研究開発施設または情報 面積400㎡以上) で用地取得 害防止に関する法令等その他 と 械器具賃貸業, 事務用機械器 売業, 倉庫業, こん包業, 自 /フトウェア業, 情報処理サー 機械設計業, コールセンター | 【用地取得費補助金】 ・土地取得費の35%以内 (限度額)雇用者数 5人 雇用者数 20人 雇用者数 50人 雇用者数 50人 【雇用促進補助金】 ・地元雇用者数×40万円 (地元雇用者が障害者であ (限度額)1,000万円 | 以上20人未満 3,00 以上50人未満 4,00 以上 6,00 | 10万円 10万円 10万円 10万円 |
| 姶 | | 区分 | 指定地区等(注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| _ | | | 過疎地域(旧蒲生町) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| 良 市 | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | | 不動産 |
| " | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 促進区域:課税免除 | 取得税 |
| | 税の | | 市内全域 | 製造業, 道路貨物運送業, 倉庫業, こん 包業, 卸売業, 研究開発施設 | 製造業2,500万円超, 流通業3,000万 | | |
| | 減免等 | 市税 | 過疎地域(旧蒲生町) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | | 固定稅 |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額 (要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| 三島村・・ | 税の減 | 県税 | 過疎地域(村内全域) 離島振興対策実施地域(村内全域) | 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業、有線放送業、 インターネット附随サービス業、コール センター | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | | 事業税 |
| 十島村 | 免等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 過疎地域,離島地域:課税免除 促進区域:課税免除 | 不動産 取得税 |
| | | 村税 | 過疎地域(村内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 課税免除(3年間) | |
| さ つ ま 町 | 補助金・奨励金 | ① ② ③ ④ | さつま町企業立地促進条例 工場の新増設(既存施設の購 新増設、移転に伴う固定資産 新規地元雇用3人以上 用地取得後3年以内の操業開 ない間若しくは町土地開発公社 は、操業開始日以降10年以内 町との立地協定 | の取得価格が2,800万円以上 始(町長特認で2年間延長) が用地を賃貸して操業した場 | ② 施設の設置又は施設の記要した経費を次の機械設備率をそれぞれ乗じて得た客機械設備投資額5,000万円以下5,000万円超1億円以下1億円超③ 新規雇用1人につき202④ 限度額(上記①~③を含3人以上10人未満 | 助成金算定率 15% 5% 2% 万円 計算した額) 4,000万円 10,000㎡未満は5,000万円, 00万円) 5,000万円 | 取得に |
| | | ① ② ③ | さつま町転入者就労支援奨励金 転入者が引き続き2年以上勤 転入者が就労した日から引き 民登録をしていること 転入者を採用した日の6ヶ月 『合により解雇していないこと | 務していること 続き町内に居住し、本町に住 前から、他の雇用者を企業の | 町内の企業 定額 10万円 | | |

| 市町 村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|----------------|---------|-----------------|---|---|--|---|-----------|
| | 補助金・奨励金 | ① ② (3) | さつま町新卒者就労支援奨励金 新卒就労者が引き続き2年以 新卒就労者が就労した日から に住民登録をしていること 新卒就労者を採用した日の6 美の都合により解雇していない | 上勤務していること 引き続き町内に居住し、本町 ヶ月前から、他の雇用者を企 | 町内の企業 定額 10万円 | | |
| ਟ ੇ | | 区分 | 指定地区等(注1) 過疎地域(町内全域) | 対象業種 ^(注2) 製造業,農林水産物等販売業 | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) 2,700万円超 | 課税免除等 過疎地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 種類 事業税 |
| つ | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) 1 億円超 | 過疎地域:課税免除 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 不動産取得税 |
| ま | 税の減免等 | | | 製造業、情報関連業、観光関連産業など 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等※ | (農林水産関連業種は5,000万円超) 製造業・資本金規模5,000万円以下 500万円以上・資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上・資本金規模1億円超 2,000万円以上、農林水産物等販売業、情報サービス業等 500万円以上 総ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設に限る。 | 課税免除(3年間) | 固定資産税 |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | | 過疎地域(町内全域) 離島振興対策実施地域(旧東町) | 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業、有線放送業、 インターネット附随サービス業、コール | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 過疎地域:課税免除(3年間) 離島地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| 長島町 | 税の減免等 | | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(建3) 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | センター 業種は問わない 製造業、情報関連業、観光関連産業など | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) 1億円超(農林水産関連業種は5,000万円超) | 過疎地域:課税免除 離島地域:課税免除 地活地域:不均一課稅 促進区域:課稅免除 | 不動産取得税 |
| | | 町税 | 過疎地域(町内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 500万円以上(ただし,製造業においては、資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円以上) | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 |
| | 補助金 | Œ | 勇水町企業立地促進条例 町と直接又は県を立会人として る義務等が履行される者 | 立地協定を締結し、協定に定 | ① 新規地元雇用者 1 人につ | 雇用される者が3人以上で, 限度額1,000万円 | 雇用保 |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| 湧 | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| 水 | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) 1 億円超 | 過疎地域:課税免除 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 |
| 8 J | 税の減免等 | 町税 | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) 製造業、情報関連業、観光関連産業など 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | | (農林水産関連業種は5,000万円超) 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 情報サービス業等,農林水産物等販売 業 500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 | 課税免除(3年間) | 固定資産税 |
| 大崎町 | 補助金 | 1 (1) (2) | 大崎町企業立地雇用促進補助金 対象業種:製造業 用地取得・賃借後3年以内の 新規雇用者5人以上(操業開立地協定を締結し、協定に定 | 操業開始 始後 年以内) | に限る。 【補助額】 新規地元雇用者数×15万円 (障害者があるときは5万 【限度額】 500万円 | | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町 村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | |
|------------|-----------------------|------------------|---|-----------------------------|--|---------------------------------------|--------|--|--|
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| | の | | 過疎地域(町内全域) | 製造業 農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 【製造業の場合】 500万円以上 (ただし、資本金の額等か5,000万超1 億円以下の法人は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超の法人の場合は2,000万円以上) 【情報サービス業等または農林水産物販売業の場合】 500万円以上 (畜産業(個人)及び水産業(個人)は、取得価格要件及び青色申告要件はない。ただし、自家労力が労働日数の3分の1を超え2分の1であることが必要。) | 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | |
| 大崎 | の減 | | 半島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 | (資本金等1,000万円以下の法人) | | | | |
| B T | 免 地域再生法における地域活力向上地域 | | (地活地域) (注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法 人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 地活地域:不均一課税 | 不動産 | | |
| | | | | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 促進区域:課税免除 | 取得税 | | |
| | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 500万円以上(ただし、製造業、旅館 業においては、資本金の額等が5,000 万円超 1 億円以下の法人は1,000万円 以上、資本金の額等が 1 億円超の法人 は2,000万円以上) | | 固定 | | |
| | | | 半島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 不均一課税(3年間) | 資産税 | | |
| | | | 地域再生法における地域活力向上地域 (注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上 | 不均一課税(3年間) | | | |
| | | 区分 | 指定地区等 ^(注1) | 対象業種 ^(注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | | | |
| | | | 半島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | |
| + | | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 半島地域:不均一課税 | 不動産 | | |
| 東串 | 税の | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | |
| 良町 |)減免等 | 町税 | 過疎地域(町内全域) | 製造業 情報サービス業等, 農林水産物 等販売業 | 製造業 資本金規模が5,000万円以下の場合, 取得価格等が500万円以上 資本金規模が5,000万円超 1 億円以 下の場合,取得価格等が1,000万円 以上 資本金規模が2,000万円以上の場合 取得価格等が2,000万円以上 情報サービス業等、農林水産物等販売 業取得価格等が500万円以上 ※ただし、資本金の額が5,000万円超 である法人は、新設、増設のみ | | 固 定資産税 | | |
| 錦江町 | 奨励金·助成金 | ① ② ③ ④ | 常江町企業立地促進条例 用地取得後3年以内に操業開設備投資額が2,000万円以上 新規地元雇用者数が操業開始 ていること 町との立地協定 法律その他の関係法令等に違 | 後1年以内において5人を超 | ① 雇用促進奨励金 ・新規地元雇用者について 1 人当たり 1 月 2 万円を乗じ | | | | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町 種村名 別 | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | | | |
|-----------------------------|--------------|--|--|---|--|------------|--|--|--|--|
| | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | |
| | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | | | | | |
| | | 半島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業, 情報サービス業等, 農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | |
| | 県税 | 党 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 半島地域:不均一課税 | 不動産 | | | | |
| | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | | | |
| 錦 税 の 江 減 |) | 錦江町企業立地促進条例(町内全域) | 工場, 試験研究施設, 情報サービス業施設, 農林水産物生産加工施設, 流通業務施設及び観光・スポーツ・レジャー産業 関連施設 | 2,000万円超 | 課税免除(3年間) | | | | | |
| 江 減免等 | 町形 | 過疎地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 情報サービス業等、農林水産物等販売 業 500万円以上 | 課税免除(3年度間) | 固定資産税 | | | | |
| 補助金 | 1 2 3 | 超えていること 町との立地協定 | 台後1年以内において10人を | ② 雇用促進補助 | 7得価格の30%以内 3者数× 5 万円 ,000万円 | | | | | |
| | 区分 | 指定地区等(注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) 課税免除等 | | | | | | |
| | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | 種類 | | | | |
| | | 半島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 半島地域:不均一課税(3年間)地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | |
| 南 大 | 県税 | 党 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 | 不動産 | | | | |
| 隅 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | | | |
| 一 町 税の減免等 |) 18. | 過疎地域(町内全域) t | 製造業 農林水産物等販売業,情報サービス業等 | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業、情報サービス業 等 500万円以上 ※ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | 課税免除(3年間) | 固定資産税 | | | | |
| | | V 6 15 27 1 15 15 15 15 15 (Pr. 4 A L4) | 製造業,情報サービス業,農林水産物等 | | 714 == 74 (0.5 m) | | | | | |
| | | 半島振興対策実施地域(町内全域) | 販売業 | (資本金等1,000万円以下の法人) | 不均一課税(3年間) | | | | | |
| | 区分 | | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | |
| | | 過疎地域(町内全域) 半島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等1,000万円以下の法人) | 過疎地域:課税免除(3年間) 半島地域:不均一課税(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | |
| | 県税 | せ 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上 (資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 半島地域:不均一課税 | 不動産 | | | | |
| | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | | | |
| 肝の減免等 |) 成 5. | 過疎地域(町内全域) | 製造業 農林水産物等販売業 情報サービス業等 | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 農林水産物等販売業 情報サービス業 等 500万円以上 ※ただし、資本金等の規模が5,000万 | 課税免除又は奨励金(3年間) | 固 定稅 | | | | |
| 町 等 | 町形 | ť | | 円超の事業者については、新設又は 増設に限る。 | | 3-0,111.00 | | | | |
| W 3 | 町移 | 半島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 増設に限る。 | 不均一課税(3年間) | 34.11.10 | | | | |
| ^四] 寸 | 町形 | | | 増設に限る。 500万円以上 | 不均一課稅(3年間) 不均一課稅(3年間) | | | | | |

| 市町 村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | |
|----------|----------|---------|--|--|--|---|-----------|
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| ı | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | | |
| ф | 税 | | 離島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業、有線放送業、 インターネット附随サービス業、コール センター | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 過疎地域:課税免除(3年間) 離島地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| 中種子町 | の減免等 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 離島地域:課税免除 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 |
| , | 等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 促進区域:課税免除 | 机守机 |
| ı | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業、コールセンター | 2,700万円超 | 課税免除(3年間) | 固定 |
| L | | 町税 | 離島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業、コールセンター | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 資産税 |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 ^(注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | |
| | | 県税 | 離島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業,情報サービス業,有線放送業, インターネット附随サービス業,コール センター | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 離島地域:課税免除(3年間)地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| | | JK/JL | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 離島地域:課税免除 | 不動産 |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 |
| 南種子町 | 税の減免等 | 町税 | 過疎地域(町内全域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 製造業 資本金規模5,000万円以下 500万円以上 資本金規模5,000万円超1億円以下 1,000万円以上 資本金規模1億円超 2,000万円以上 情報サービスま、農林水産物等販売業 500万円以上 米ただし、資本金等の額が5,000万円 超の法人については、新設又は増設 に限る。 | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 |
| | | | 離島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業・情報サービス等 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | |
| | | | 地域再生法における地域活力向上地域 | 業種は問わない | 1,900万円以上 | 不均一課税(3年間) | |
| | | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超(農林水産関連業種は5,000 万円超) | 課税免除(3年間) | |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 ^(注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| ı | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | |
| | 秘 | 県税 | 離島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業,情報サービス業,有線放送業, インターネット附随サービス業,コール センター | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 離島地域:課税免除(3年間)地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 |
| 屋久島 | の減 | 714.176 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 離島地域:課税免除 | 不動産 |
| 町 | 免等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 |
| I | | 町税 | 離島振興対策実施地域(町内全域) | 製造業,情報サービス業など | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固定 |
| <u> </u> | | 1.5 00 | 地域未来投資促進法における促進区域 | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 課税免除(3年間) | 資産税 |
| | 1 2 | | 大和村企業誘致立地等促進条例 設備投資額が1,000万円以上 用地取得後3年以内の操業開村との立地協定 新規地元雇用者数が3人超 法律その他の関係法令等に遠 | 始 | ① 企業等用地取得助成金 ・助成率 企業用地の取得 ・限度額 1,000万円 ② 企業施設設置奨励金 ・助成率 企業施設の設備 ・限度額 2,000万円 ③ 雇用促進奨励金 ・助成金 新規地元雇用者 ・助成金 新規地元雇用者 ・助成率 緑化事業費に要 ・限度額 50万円 | 指投資額の1/2以内 が数×20万円 (3年間助成) | |
| 大和 | | | 15 - 10 - 10 (8°1) | 上10 1110年 (注2) | =0./#### as De (0./m### / in x. (** 2) | EMPLY to TA MA | |
| 和 | | 区分 | | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件)(注2) | 課税免除等 | 種類 |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) 過疎地域 (村內全域) 奄美群島地域 (村內全域) | 製造業,農林水産物等販売業 製造業,情報サービス業等,農林水産物 | 2,700万円超 500万円以上 | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) | 種類 事業税 |
| 和 | 税の減 | | 過疎地域(村内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | |
| 和 | | | 適疎地域(村内全域) 奄美群島地域(村内全域) 地域再生法における地域活力向上地域 | 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) 1,900万円以上(資本金1億円超の法 | 過疎地域:課稅免除(3年間) 奄美地域:課稅免除(3年間) 地活地域:不均一課稅(3年間) 過疎地域:課稅免除 | 事業税 |
| 和 | ω | | 過疎地域(村内全域) 奄美群島地域(村内全域) 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) 過疎地域(村内全域) | 製造業 農林水産物等販売業 製造業 情報サービス業等,農林水産物 等販売業 業種は問わない | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) 1,900万円以上(資本金1億円超の法 人は3,800万円以上) 1億円超 | 過疎地域:課稅免除(3年間) 奄美地域:課稅免除(3年間) 地活地域:不均一課稅(3年間) 過疎地域:課稅免除 奄美地域:課稅免除 地活地域:不均一課稅 | 事業税不動産 |

| 市町 村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | | | | |
|----------|---------|---|--|------------------------------|---|---|--------|--|--|--|--|--|
| 宇検 | 助成金・奨励金 | ① ② ③ ④ | 宇検村企業立地等促進条例 用地取得後2年以内の操業開設備投資額が500万円以上 新規地元雇用者数が操業開始 村との立地協定 法律その他関係法令等に違反 | 後1年以内に3人超 | ① 企業等用地取得助成金 ・助成率 企業用地の取得に要した額及び企業用地の改修又は造成 要した経費のうち村長が認めた額の3/10以内 ・限度額 500万円 ② 企業施設設置奨励金 ・助成率 企業施設の設備投資額の3/10以内 ・限度額 1,000万円 ③ 雇用促進奨励金 ・助成額 新規地元雇用者数×10万円 (1年間助成) ④ 緑化奨励金 ・助成率 緑化事業費に要した額の3/10以内 ・限度額 50万円 | | | | | | | |
| 村 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | | |
| | | | 過疎地域(村内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | | | | | | |
| | 税の | 奄美群島地域(村内全域) | | 製造業,情報サービス業等,農林水産物等販売業 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 奄美地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | | |
| | の減免等 | 県祝 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法 人は3,800万円以上) | 奄美地域:課税免除 | 不動産 | | | | | |
| | 等 | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) 製造業,情報関連業,観光関連 | | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | | | | |
| | | 村税 | 奄美群島地域(村内全域) | 製造業、情報サービス業等 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 | | | | | |
| 瀬戸内町 | 助成金・奨励金 | ① ② ③ ④ | 順戸内町企業立地等促進条例 用地取得後2年以内の操業開設備投資額2,000万円以上(新規地元雇用者数が操業開始 町との立地協定 法律その他関係法令等に違反 | 情報通信業は除く) 後 1 年以内に 3 人以上 | のうち町長が認めた額の・限度額 1,000万円 ② 企業施設の運業施設の別所・限度額 1,000万円 ② ・助成率 企業施設の別所・限度額 1,000万円 電助成額 延奨 新月以上上電子 新月以上上電子 新月以上上電子 が、地域を開始の表面が、地域を開始の表面が、地域を取り、は、地域を取り、は、地域を取り、は、地域を取り、は、地域を対して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | 請投資額の2/10以内 者数×45万円 つき1回限り) る新規地元雇用者を対象とす 給対象者数除く。) した額の2/10以内 る助成 費用から敷金、権利金その他の に額の5/10以内 を払った通信回線にかかる使用 る研修に要した費用として、第 5万円を上限 | これら | | | | | |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 ^(注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | | |
| | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | | | | | | |
| | 税の | | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業, 情報サービス業等, 農林水産物 等販売業 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 奄美地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | | |
| | の減免等 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) (注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 過疎地域:課税免除 奄美地域:課税免除 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 | | | | | |
| | चं | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) 500万円以上 | 促進区域:課税免除 | 固定 | | | | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業・情報サービス業等 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 資産税 | | | | | |
| 龍郷町 | 補助金 | 1 2 3 | 龍郷町工場等立地促進条例 設備投資額2,000万円以上 操業開始後1年以内に町内新 用地取得後2年以内の操業開 町との立地協定締結 | | ① 土地の取得の1/10以内 ② 増加する新規地元雇用者(町内居住者又は雇用後1年以内 に町内に居住することになった者)1人につき10万円 ①+②の限度額 1,000万円 | | | | | | | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況) をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税) をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | |
|------|---------|------------------|---|--|---|---|-------------------|--|--|
| 117 | נינו | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| 龍 | 税 | | 過疎地域(町内全域) 奄美群島地域(町内全域) | 製造業, 農林水産物等販売業 製造業, 農林水産物等販売業, 情報サービス業等 | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | |
| 郷町 | の減免等 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) 1億円超 | 過疎地域:課税免除 奄美地域:課税免除 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 | | |
| ш | 77 | m= 14 | (促進区域) | 製造業,情報関連業,観光関連産業など 製造業,農林水産物等販売業,情報サー | (農林水産関連業種は5,000万円超) 500万円以上 | 促進区域:課税免除 | 固定 | | |
| | | 町柷 | 奄美群島地域(町内全域) | ビス業等 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 資産税 | | |
| 喜界町 | 助成金・奨励金 | ① ② ③ ④ | 専界町企業立地等促進条例 用地取得後2年以内の操業開設備投資額が2,000万円以上 ただし、情報通信施設等を除 操業開始1年以内に新規地元 町との立地協定の締結 法律その他の関係法令等に違 | であること :く 雇用者が2人以上 | 利金、その他これらに類 業開始から3年間) ⑤ 通信回線使用料助成金 情報通信施設等の通信[から3年間) ⑥ 研修助成金 情報通信施設等において | - 額の10分の3 (操業開始から3年間) ための賃借に要した額(敷まする諸経費を除く)の10分の 回線使用料の10分の5(操 、新規地元雇用者に対するるのき5万円(操業開始から3 | 5(操 業開始 肝修に | | |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件)(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| | | 22.73 | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | 主从 | | |
| | 税 | | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 奄美地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | |
| | の減免等 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) | 在美地域:課税免除 | 不動産 | | |
| | 等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業,情報サービス業等 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 | | |
| | 助成金 | カ! | 恵之島町企業誘致条例 企業の立地が町の振興及び経済 O. 規則に定める要件に該当す (認定企業)であること | | | B設整備の推進 | | | |
| 徳 | | 区分 | | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額 (要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| 之 | | | 過疎地域(町内全域) 奄美群島地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 製造業,情報サービス業等,農林水産物 等販売業 | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 過疎地域:課税免除 (3年間) 奄美地域:課税免除 (3年間) 地活地域:不均一課税 (3年間) | 事業税 | | |
| 島町 | 0 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | | 不動産 | | |
| шј | 減免等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター等 | | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 | | |
| | 助成金 | ① ② ③ ④ | 天城町工場等立地促進条例 町との立地協定の締結 用地取得後2年以内の操業開 投資額 2,000万円以上 操業開始後1年以内に新規地 | | ① 町長が工場等の用に供し 以内 ② 新規地元雇用者数に107 【限度額】①②の合計で1,00 | | /10 | | |
| 天 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件)(注2) | 課税免除等 | 種類 | | |
| 城 | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) | 事業税 | | |
| ØŢ | 税の | 旧址 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 地活地域:不均一課税(3年間) | 尹禾忧 | | |
| | 減免等 | 宗怳 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) 地域未来投資促進法における促進区域 | 業種は問わない 製造業、情報関連業、観光関連産業など | 1,900万円以上(資本金 1 億円超の法 人は3,800万円以上) 1 億円超 | 奄美地域:課税免除 地活地域:不均一課税 | 不動産取得税 | | |
| | | | (促進区域) | 製造業、農林水産物等販売業、情報サー | (農林水産関連業種は5,000万円超) 500万円以上 | 促進区域:課税免除 | | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 一般では、 でス業等 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 | | |

- 注1) 各市町村の指定地区等については、P32 (各種法令の地域指定の状況)をご覧ください。 注2) 指定地区別の対象業種及び設備等の取得価額要件の詳細については、P4 (県)、P30 (市町村税)をご覧ください。 注3) 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています。詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 注4) 国税の減免等については、P5をご覧ください。

| 市町村名 | | | 要 | 件 | 内 | 容 | | | | | |
|----------------------------|----------|---------|---|--|---|---|---------------------------|--|--|--|--|
| | 助成等 | 1 発展 | | 経済活動の振興及び経済活動の で定める要件に該当する企業 業)であること。 | ② 道路・水道などの公共施設整備の促進 ③ その他必要な便宜,支援 | | | | | | |
| 伊 | | 区分 | | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件)(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | |
| 仙 | 税 | | 過疎地域(町内全域) 奄美群島地域(町内全域) | 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | |
| ₩Ţ | の減 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | | 不動産 | | | | |
| | 免等 | | 地域未来投資促進法における促進区域(促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課稅促進区域:課稅免除 | 取得税 | | | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 | | | | |
| | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | |
| | | | 過疎地域(町内全域) | 製造業,農林水産物等販売業 | 2,700万円超 | 過疎地域:課税免除(3年間) | | | | | |
| 和 | 税の | 旧部 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | (資本金等5,000万円以下の法人) | 奄美地域:課税免除(3年間)地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | |
| 泊 | 減免等 | 県祝 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 奄美地域:課税免除 | 不動産 | | | | |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業,情報サービス業,農林水産物等 販売業等 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固 定 資産税 | | | | |
| 知名町 | 助成金・奨励金 | Q3456 | 用地取得又は賃貸借後2年以設備投資額1,000万円以上 設備投資額1,000万円以上 新規地元雇用者数が、営業開 町と立地協定を締結し定める 法律その他の関係法令等に違 情報通信業は、②の規定は適 | 始後 年以内に 3 人以上 義務等が履行されていること 反していないこと 用しない | 用地の造成に要し、限度額 1,000万円 2 企業施設 1,000万円 企業施設のの資産 2 地球の 1,000万円 3 地球 2 地球の 1,000万円 電財 2 地域 2 町内 月 4 年 1 日 2 地域 2 町内 月 4 日 4 中 4 地域 2 車 4 地域 2 地域 | 情投資額に2/10 可する新規雇用者数×年額10万につき1回限り) に雇用された者を支給対象と 給対象は除く) 美所が賃借に要した費用から見 質する諸経費を除いた額の5/1 ら3年間に要した経費) 間に供するため支払った通信回 ら3年間に要した経費) で3年間に要した経費) で3年間に要した経費) で3年間に要した経費) で3年間に要した経費) で53年間に要した経費) で63年間に要した経費) で63年間に要した経費) で63年間に要した経費) で63年間に要した経費) で63年間に要した経費) | i円 する) な金, の 線にを し, | | | | |
| | | 区分 | 指定地区等(注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件)(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | |
| | 税 | | 過疎地域(町内全域) 奄美群島地域(町内全域) | 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 等販売業 | 2,700万円超 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) 地活地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | |
| | の減 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) ^(注3) | ⇒販売未 業種は問わない | 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | | 不動産 | | | | |
| | 免等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業, 情報関連業, 観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域: 环均一課税 促進区域: 課税免除 | 取得税 | | | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業、情報サービス業等 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | 固 定資産税 | | | | |
| | 助成等 | 1 です | | 済活動の発展に寄与するもの する企業で,町長が認定した | ①用地の斡旋・提供又は貸与 ②道路・水道などの公共施設 ③その他の必要な便宜,支援 | 段整備の推進 | | | | | |
| 5 | | 区分 | 指定地区等 (注1) | 対象業種 (注2) | 設備等の取得価額(要件) ^(注2) | 課税免除等 | 種類 | | | | |
| 計論 | <i>T</i> | | 過疎地域(町内全域) 奄美群島地域(町内全域) | 製造業、農林水産物等販売業 製造業、情報サービス業等、農林水産物 | | 過疎地域:課税免除(3年間) 奄美地域:課税免除(3年間) 地迁地域:不均一課税(3年間) | 事業税 | | | | |
| ₩Ţ | 1/96 | 県税 | 地域再生法における地域活力向上地域 (地活地域) (^{注3)} | 等販売業 業種は問わない | (資本金等5,000万円以下の法人) 1,900万円以上(資本金1億円超の法人は3,800万円以上) | 地活地域:不均一課税(3年間) 過疎地域:課税免除 奄美地域:課税免除 | 不動産 | | | | |
| | 免等 | | 地域未来投資促進法における促進区域 (促進区域) | 製造業,情報関連業,観光関連産業など | 1 億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超) | 地活地域:不均一課税 促進区域:課税免除 | 取得税 | | | | |
| | | 町税 | 奄美群島地域(町内全域) | 製造業, 情報サービス業, 農林水産物等 販売業 | 500万円以上 (資本金等5,000万円以下の法人) | 課税免除(3年間) | | | | | |

〈2〉税の減免等の措置

■ 条例に基づく市町村税の課税免除・不均一課税等 (法人用)

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、市町村の条例の規定に基づき、固定資産税等につい て課税免除又は不均一課税等の適用が受けられます。市町村ごとの適用状況については、P32の表を参照してくださ 1,

| | | 措置の | i | 適用対象業種 | i | | 要件 | | | | |
|---------|---------------------------------------|-------------|------------------------|------------------------------|------|----------|-------------------------------|-----------------|--|--|--|
| 税の種類 | 地域指定 ^{注1)} | 種類 | 製造業 | 情報サービ ス業等 ^(注3) | その他 | 設備等の取得価額 | | | | | |
| | | 課税 | | | | 資 | 5千万円以下の法人 | 500万円以上 | | | |
| | 過疎地域 ^{(注6) (注10) (注11)} | 免除 | 0 | | | 本金 | 5千万円超1億円以下の法人 | 1,000万円以上 | | | |
| | 河水水水 | 又は 不均一 | | | | 等 | 1 億円超の法人 | 2,000万円以上 | | | |
| | | 課税 | | 0 | | | 500万円以上 | | | | |
| | | | | | | 資 | 5千万円以下の法人 | 500万円以上 | | | |
| | 奄美群島地域 (注6) | 課税 | 0 | | | 本金 | 5千万円超1億円以下の法人 | 1,000万円以上 | | | |
| | 離島振興対策実施地域 | 免除 | | | | 等 | 1 億円超の法人 | 2,000万円以上 | | | |
| | | | | 0 | | | 500万円以上 | | | | |
| 固定資産税 | | | | | | 資- | 1 千万円以下の法人 | 500万円以上 (注12) | | | |
| BALALIN | 半島振興対策実施地域 | | 0 | | | 本金 | 1 千万円超5千万円以下の法人 | 1,000万円以上 (注12) | | | |
| | (注6) | | | | | 等 | 5千万円超の法人 | 2,000万円以上 (注12) | | | |
| | | 不均一 | | 0 | | 500 |)万円以上 | | | | |
| | 原子力発電施設等立地 地域 | 課税 | 0 | | (注4) | 2,7 | 00万円超 | | | | |
| | 地域再生法における地 方活力向上地域 ^(注8) | | 業 | 美種は問わな! | ۱, | | 00万円以上 <金 1 億円超の法人は3,800万円 | · 以上 | | | |
| | 地域未来投資促進法に おける促進区域 ^(注9) | 課 免 除 | 党 土地、建物の取得価額の合計が 1 億円超 | | | | | | | | |

- *上記のほか、旅館業、鉱業、流通業、農林水産物等販売業、研究開発施設等を対象としている市町村もあります。

- 市町村において課税免除等の条例を制定していることが要件です。 固定資産税の課税免除は3年間です。他に固定資産税の範囲内で奨励金措置を講じている市町村もあります。 ソフトウェア業,情報処理・提供サービス業,有線放送業,インターネット付随サービス業,コールセンター 道路貨物運送業,倉庫業,こん包業,卸売業は雇用増が15人を超えることが要件です。 観光関連産業など 注3)
- 注4)
- 注5)
- 注7)
- 級元阀 歴 産 保 など 地域内の市町村長が一定の基準を満たす産業の振興に関する計画を作成し、関係大臣が指定した地区となっていることが要件です。 課税免除の措置を講じている市町村もあります。 地方活力向上地域は市町村毎に指定されています、詳細については鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせください。 県内全市町村が対象区域です。適用にあたっては「設備等の取得価額」以外の要件もありますので、鹿児島県庁産業立地課までお問い合わせく
- 適用期間の始期は、課税免除等の条例の施行と過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日のいずれか遅い日(以下「当該始期」という。) であり、令和3年4月1日から当該始期までの間に行われた課税免除又は不均一課税は本措置の対象とならない。 設備の「取得等」が令和3年4月1日から当該始期までの間に行われた場合であっても、課税免除又は不均一課税が当該始期以後に行われる場 注10)
- 注11) 版幅の「私行会」が「ATIO 下午」」「日から当成知利などの間に刊われた。例日とありた 合は本措置の対象になる。 補助金等を活用して設備を取得等した場合、当該補助金の額を差し引いた金額が対象

(3) 緑地面積率等の緩和

工場立地法の緑地面積率等を緩和する条例を制定している市町村の下記の区域内にある特定工場については、緑地面積率等が緩和されます。

■ 市町村準則条例(地域未来投資促進法第9条)を制定している市町村

| | 市町村名 | | 種別 | 重点促進区域の範囲 | 緑地の面積の敷地 面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷 地面積に対する割合 |
|-----|-------|-----------|------|---|----------------------|------------------------|
| 鹿 | 屋 | 市 | 丙種区域 | 鹿屋内陸工業団地, 田崎・下堀工業用地 | 1%以上 | 1%以上 |
| 出 | 水 | 市 | 乙種区域 | 沖田工業団地,松尾工業団地,大野原工業団地,平和工 業団地,高尾野内陸工業団地,松ヶ迫工業団地,下名工 業用地 | 5%以上 | 10%以上 |
| 指 | 宿 | 市 | 丙種区域 | 新西方工業団地 | 3%以上 | 5%以上 |
| 18 | 18 | כן ו | 乙種区域 | 山川新栄町地区 | 5%以上 | 10%以上 |
| 西 | 之 表 | 中 | 丙種区域 | 国上中学校跡地,現和中学校跡地,安納地区 | 1%以上 | 1%以上 |
| 薩 | 摩川内 | 市 | 丙種区域 | 港町工業専用地域 | 3%以上 | 3%以上 |
| | | | 乙種区域 | 野口工業団地,山下工業団地,内工業団地,真孝工業団地,国分上小川工業団地,川内工業団地,清水工業団地 | 5%以上 | 10%以上 |
| 霧 | 島 | 市 | 丙種区域 | 国分上野原テクノパーク,第2岩坂工業団地,小田工業団地,鹿児島臨空団地,上ノ工業団地,久留味川工業団地,岩坂工業団地,崎山工業団地 | 3%以上 | 5%以上 |
| (17 | 5き串木里 | 子市 | 甲種区域 | 北新田農村工業団地,大里農村工業団地,外戸団地,冠 岳農村工業団地,浜ヶ城工業用地,三井工業用地, 八房工業用地,照島工業用地 | 10%以上 | 15%以上 |
| | | | 乙種区域 | 西薩中核工業団地 | 5%以上 | 10%以上 |
| 奄 | 美 | 市 | 乙種区域 | 太陽が丘工業団地 | 10%以上 | 15%以上 |
| 伊 | 佐 | 市 | 乙種区域 | 下殿工業団地,松峰工業団地,重留地域,牛尾工業団地 | 10%以上 | 15%以上 |
| ð | つ ま | ₩Ţ | 丙種区域 | 田原工業団地,倉内工業団地 | 3%以上 | 5%以上 |
| 大 | 崎 | ₩Ţ | 甲種区域 | 神領・益丸・永吉地区 | 10%以上 | 15%以上 |
| ф | 種 子 | ₩Ţ | 丙種区域 | 空港跡地,熊野干拓地,苦浜地区 | 1%以上 | 1%以上 |
| 南 | 種 子 | ₩Ţ | 丙種区域 | 松原地区 | 1 %以上 | 1%以上 |

■ 市準則条例(工場立地法第4条の2)を制定している市

| | 市 | 名 | | 種別 | 区域の範囲 | 緑地の面積の敷地 面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷 地面積に対する割合 |
|---|----|----------|-----|-------|-----------------------------|----------------------|------------------------|
| | | | | 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 鹿 | 屋 | <u> </u> | 市 | 第3種区域 | 工業地域(鹿屋内陸工業団地を除く。) | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第4種区域 | 用途地域外(都市計画区域外を含む。) | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 囫 | 久 | 根 | 市 | 第3種区域 | 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第4種区域 | 用途地域外(都市計画区域外を含む。) | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 薩 | 摩川 | l 内 | 市 | 第3種区域 | 工業・工業専用地域 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第4種区域 | 用途地域外(都市計画区域外を含む。) | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 甲区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| В | 置 | 3 | 市 | 乙区域 | 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | 2 | ·IP | 丙区域 | 皆田工業団地,清藤工業団地,亀原工業団地,藤元工業団地 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 甲区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 曽 | 於 | } | 市 | 乙区域 | 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 丙区域 | 用途地域外(都市計画区域外を含む。) | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 志 | 布 | 志 | 市 | 第3種区域 | 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第4種区域 | 用途指定外地域全域(都市計画区域外含む。) | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15% |
| 南 | さつ | ま | 市 | 第3種区域 | 工業地域 | 5%以上 | 10% |
| | | | | 第4種区域 | 用途地域外(都市計画区域外含む。) | 5%以上 | 10% |
| | | | | 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 南 | 九 | 州 | 市 | 第3種区域 | 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第4種区域 | 用途地域外(都市計画区域外含む。) | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第2種区域 | 準工業地域 | 10%以上 | 15%以上 |
| 姶 | 良 | Į | 市 | 第3種区域 | 工業地域 | 5%以上 | 10%以上 |
| | | | | 第4種区域 | 用途地域外(都市計画区域外含む。) | 5%以上 | 10%以上 |

[※] 工場立地法により、敷地面積9,000㎡以上(又は建築面積3,000㎡以上)の工場は、工場の周辺環境との調和を図るため、工場敷地面積の一定割合(25%以上)を緑地及び環境施設で占めることが全国一律に義務づけられています。

各種法令の地域指定の状況

(令和4年4月1日現在)

| 市 | B] | | 名 | 過疎 | 奄振 | 半島 | 離振 | 原発立地 | 地域再生 | 市 | | | | 名 | 過疎 | 奄振 | 半島 | 離振 | 原発立地 | 地域再生 | 市 | | 村 | 名 | 過疎 | 奄振 | 半島 | 離振 | 原発立地 | 地域再生 |
|-----|---------------|---------------|------------|----|----|----|----|------|-------------|---------|------------|---------------------------|----------|----------------|----|----|----|---------------|------|-------------|--------|-----|---------------|------------|----|----|----|----------|----------------------|-------------|
| | | 市町村 | | 法 | 法 | 法 | 法 | 法 | 生法 | | 18 î | 市田 | 丁村 | 名 | 法 | 法 | 法 | 法 | 地法 | 生法 | | | 可町村 | 付名 | 法 | 法 | 法 | 法 | 法 | 生法 |
| 鹿 | 児 | | 市 | | | | | | \triangle | В | | 置 | | 市 | | | 0 | | | Δ | 長 | | 島 | ⊞Ţ | 0 | | | | ш | |
| | 鹿 | 児島 | | | | | | | | | 東 | 市 | 来 | ₽Ţ | • | | | | | | | 東 | | ₩Ţ | | | | Δ | igsquare | |
| | 吉 | | ₩Ţ | | | | | | | | 伊 | 集 | 院 | B J | | | | | | | | 長 | 島 | B T | | | | \vdash | igsqcut | |
| | 桜 | 島 | ⊞ T | * | | 0 | Δ | | | | 8 | 큳 | | 町 | • | | | | | | 湧 | | 水 | 1 1 | 0 | | | | | |
| | 喜 | 入 | ₽Ţ | | | 0 | | | | | 吹 | | | ⊞ T | • | | | | | | 大 | | 崎 | 町 | 0 | | 0 | igwdown | | \triangle |
| | 松 | 元 | ⊕ T | | | 0 | | | | 曽 | | 於 | | 市 | 0 | | 0 | | | Δ | 東 | 串 | 良 | T | 0 | | 0 | | | \triangle |
| | 郡 | Ш_ | B T | | | 0 | | | | 霧 | | 島 | | 市 | | | | | | Δ | 錦 | | 江 | 町 | 0 | | 0 | \vdash | \square | \triangle |
| 鹿 | | 屋 | 市 | | | 0 | | | Δ | | 国 | <u>5</u> | | 市 | | | | | | | 南 | 大 | 隅 | 町 | 0 | | 0 | | $\vdash \vdash$ | |
| | 鹿 | 屋 | 市 | _ | | | | | | | 溝 | i) | | 町 | _ | | | | | | 肝 | | <u>付</u> | ⊞T m- | 0 | | 0 | | $\vdash \vdash$ | |
| | 輝 | 北 | B T | • | | | | | | | 横 | JI | | ⊕Ţ | • | | | | | | 中 | 種 | 子 | 町 | 0 | | | 0 | $\vdash \vdash$ | |
| | 串 | 良 | <u> </u> | | | | | | | | 牧 | 景 | | ET . | • | | | | | | 南 | 種 | 子 | 町 | 0 | | | 0 | $\vdash \vdash$ | \triangle |
| 1. | 吾 | 平 | 町 | 0 | | | | | | | 霧 | É | | ■ | • | | | | | | 屋 | 久 | 島 | 町 | 0 | | | 0 | $\vdash \vdash$ | |
| 枕 | | 崎 | 市 | 0 | | 0 | | | Δ. | | 隼 | <u></u> | | ET . | | | | | | | 大 | | 和 | 村 | 0 | 0 | | | $\vdash \vdash$ | |
| 阿 | 久 | | 市 | 0 | | | | 0 | Δ | | 福 | Ш | | 町 | | | | | | _ | 宇 | | 検エ | 村 | 0 | 0 | | \vdash | $\vdash \vdash$ | |
| 出 | | 水 | 市 | | | | | | Δ | (1 | ち き | | 木野 | | 0 | | 0 | | | Δ | 瀬 | 戸 | 内 | 町 | 0 | 0 | | | \vdash | Δ |
| | 出 | 水 | 市 | | | | Δ | | | | 串 | 木 | 野 | 市 | | | | | 0 | | 龍 | | 郷 | 町 | 0 | 0 | | \vdash | $\vdash \vdash$ | |
| | 野 | | ET . | • | | | | | | - | 市 | - 3 | | 町 | | | | | | _ | 喜 | | 界 | 町 | 0 | 0 | | | \vdash | Δ |
| +F. | 高 | 尾野 | | | | | | | _ | 南 | <i>è</i> | つ | <u></u> | 市 | 0 | | 0 | | | \triangle | 徳 | 之 | - 島 | M T | 0 | 0 | | \vdash | $\vdash \vdash$ | |
| 指 | | 宿士 | 市 | 0 | | 0 | | | Δ | 志 | 布 | | 志 | 市 | 0 | | 0 | | | Δ | 天 | | 城 | 町 | 0 | 0 | | \vdash | $\vdash\vdash\vdash$ | |
| 西垂 | 之 | <u>表</u> 水 | | 0 | | | 0 | | \triangle | 奄南 | 九 | 美 | 州 | 市市 | 0 | 0 | | | | \triangle | 伊 和 | | <u>仙</u> 泊 | E T | | 0 | | \vdash | $\vdash\vdash$ | |
| 薩 | r¥* | | | 0 | | 0 | | | \triangle | 伊 | <i>)</i> L | · | ווע | 市 | 0 | | 0 | | | ^ | 知 | | <u>坦</u> 名 | ⊞T | | 0 | | \vdash | $\vdash\vdash$ | Δ |
| 随 | <u>摩</u> 川 | | 市 | | | | | 0 | \triangle | 始 | | <u>佐</u> 良 | | 市 | 0 | | | | | Δ | 与 | | <u>名</u> 論 | BT | | 0 | | \vdash | $\vdash\vdash\vdash$ | Δ |
| | <u>川</u> 樋 | <u>内</u> 脇 | ران T | | | | | 0 | | УO | b 0 | | 木 | TIII | | | | | | | 7 | | ō冊 | шј | | | | | ш | لك |
| | <u>畑</u> 入 | 来 | | | | | | | | | 始 | /O | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>〜</u> 東 | | ET | - | | | | 0 | | | 蒲 | | - | B T | | | | _ | | | | | | | | | | | | |
| | <u>来</u> 祁 | 答院 | | - | | | | | | Ξ | 川川 | 島 | | 村 | | | | $\overline{}$ | | | | | | | | | | | | |
| | 里 | 一 | 村 | • | | | 0 | 0 | | + | | 島 | | 村 | 0 | | | 0 | | | | | | | | | | | | |
| | 上 | 甑 | 村 | | | | 0 | 0 | | <u></u> | つ | | <u>ま</u> | # <u>11</u> | 0 | | | | | Δ | | | | | | | | | | |
| | 卡 | 甑 | 村 | _ | | | 0 | 0 | | C | | | 6 | ωJ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | - 島 | 村 | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | * | | | | | 進法に | ついて | は, | 全市 | 町村 | が促 | 進区 | .域 |
| |)FC | க | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | の対 | 象と | なっ | ていま | ます 。 | | | | | | | |

[※] この表は地域指定の状況であり、市町村が条例等を制定している場合は課税免除等の税の減免措置があります。

〔別表〕

| (3340) | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 法 律 | 対 象 業 種 | 備考 |
| 過疎法 (過疎地域の持続的発展の に関する特別措置法) |)支援 製造業,情報サービス業等,農林水産物等販売業 | ●印は、合併市町村で旧市町村の区域を過疎地域とみなし、課税免除の対象となる旧市町村。 ○印は、全区域が過疎地域である市町村で課税免除の対象となる市町村。 ★印は、過疎地域ではないが特定市町村の区域とみなして課税免除の対象となる旧市町村。 |
| 奄振法 (奄美群島振興開発特別 法) | 製造業,情報サービス業等, 農林水産物等販売業 | 市町村全域の指定 地域内の市町村長が一定の条件を満たす産業の振興に関する計画を策定 し、関係大臣が指定する地区となっていることが必要。 |
| 半島法 (半島振興法) | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 | 基本的には市町村全域の指定であるが、旧鹿児島市は東桜島地区のみの指定。(△で表示)地域内の市町村長が一定の条件を満たす産業の振興に関する計画を策定し、関係大臣が指定する地区となっていることが必要。 |
| 離島振興法 | 製造業,情報サービス業等,農林水産物等販売業 | 基本的には市町村全域の指定であるが、旧出水市は桂島、旧東町は獅子島、旧桜島町は新島のみの指定。(△で表示)地域内の市町村長が一定の条件を満たす産業の振興に関する計画を策定し、関係大臣が指定する地区となっていることが必要。 |
| 原発立地法 (原子力発電施設等立地均 振興に関する特別措置法) | | 市町村全域の指定 |
| 地域再生法 | 業種は問わない | 市町村全域ではなく、字・地番で指定 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づき、認定事業者が、 計画認定日の翌日以後3年以内に対象設備を新設・増設することが要件。 |
| 地域未来投資促進法 (地域経済牽引事業の促進 る地域の成長発展の基盤 に関する法律) | | 県内全市町村が対象 国税・県税の免除については、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の知事承認のほか、先進性等について国からの確認を受けることが必要。 市町村税の免除については、平成31年4月1日現在、鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、姶良市、大崎町、肝付町、中種子町、屋久島町において条例制定済。 |

■県内市町村位置図 :原子力発電施設等立地地域 長島町 出水市 伊佐市 姶良·伊佐地域 阿久根市 湧水町 さつま町 北薩地域 川内港① 薩摩川内市 鹿児島空港 🛧 霧島市 姶良市 いちき 串木野市 日置市 曽於市 鹿児島地域 鹿児島市 **(1)** 志布志市 垂水市 鹿屋市 南さつま市 東串良町 南九州市 枕崎市 肝付町 十島村 指宿市 (錦江町 南薩地域 大隅地域 南大隅町 大和村 宇検村 龍郷町 喜界町 瀬戸内町 徳之島町 奄美地域 天城町 三島村 伊仙町 西之表市 和泊町 中種子町 知名町 屋久島町 南種子町 🧖 与論島

企業立地について お問い合わせ・ご相談は

ご遠慮なく下記機関にお問い合わせください。

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL.099-286-2985 FAX.099-286-5578 E-mail rittis@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県 東京事務所 企業誘致課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階 TEL.03-5212-9062 FAX.03-5212-9063 E-mail kigyou@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県 大阪事務所 企業誘致課

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3-1-900 大阪駅前第1ビル9階11号 TEL.06-6341-5618 FAX.06-6341-7210 E-mail o-kigyou@pref.kagoshima.lg.jp

(名古屋市駐在)

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目20-20 名駅錦ビル1階 TEL.052-564-3577 FAX.052-564-3577 E-mail o-nagoya@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県の企業立地(企業誘致)情報は、 インターネットのホームページでもご覧いただけます。

鹿児島県 企業立地





2022年9月発行

